

令和7年 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況

（令和7年5月1日現在）

【調査結果のポイント】

○登録児童数《過去最高値を更新》

1,570,645人【前年比 50,693人増】（令和6年：1,519,952人）

○放課後児童クラブの支援の単位数《過去最高値を更新》

39,424支援の単位【前年比 1,302支援の単位増】（令和6年：38,122支援の単位）

※「支援の単位」とは、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」により、児童の集団の規模を示す基準として平成27年度から導入したものであり、児童の放課後児童クラブでの活動は、この「支援の単位」を基本として行っている。

○放課後児童クラブ数

25,928か所【前年比 293か所増】（令和6年：25,635か所）

うち、放課後子供教室との校内交流型 6,595か所

※校内交流型とは、同一の小中学校内等で両事業を実施し、放課後児童クラブの児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できる形態。

※なお、両事業を小学校敷地内で実施している場合に限ると、5,486か所。

○利用できなかった児童数（待機児童数）

全体：16,330人【前年比 1,356人減】（令和6年：17,686人）

（学年別内訳）

小学1年生：1,966人【前年比 243人減】

小学2年生：1,805人【前年比 311人減】

小学3年生：3,305人【前年比 574人減】

小学4年生：5,589人【前年比 118人減】

小学5年生：2,644人【前年比 112人減】

小学6年生：1,021人【前年比 2人増】

- ・平成27年度から法改正により対象児童を「おおむね10歳未満」から小学6年生までと明確化。
- ・待機児童数を学年別で見ると、小学校6年生は2名増加したが、それ以外の学年の待機児童は減少した。

・都道府県別では、東京都(3,360人)、埼玉県(1,681人)、兵庫県(1,464人)、千葉県(1,106人)、神奈川県(1,067人)で全体の約5割を占めている。

○放課後児童クラブの職員数 : 212,867人【前年比 12,080人増】
うち放課後児童支援員の数 : 118,562人【前年比 6,235人増】
うち認定資格研修を修了した者の数 : 112,599人【前年比 7,361人増】
うち補助員の数 : 88,178人【前年比 4,833人増】
うち育成支援の周辺業務を行う職員の数 : 6,127人【前年比 1,012人増】

○放課後児童支援員の主な資格の状況

保育士 : 26,902人(22.7%)【前年比 956人増】

高等学校卒業者等で、

2年以上児童福祉事業に従事した者 : 42,989人(36.3%)【前年比 2,854人増】

教育職員免許状を有する者 : 25,058人(21.1%)【前年比 470人増】

※()内は放課後児童支援員の総数(118,562人)に占める割合

令和7年10月1日時点の放課後児童クラブの実施状況(速報値※)

○登録児童数

1,523,192人 【R7.5.1時点比:47,453人減】

○放課後児童クラブの支援の単位数

39,241支援の単位【R7.5.1時点比:183支援の単位減】

○利用できなかった児童数(待機児童数)

7,363人 【R7.5.1時点比:8,967人減】

※今後の放課後児童対策を検討するための参考資料として、自治体からの報告をとりまとめたものであり、確報値とする予定はない。

目次

概要

1	放課後児童クラブ登録児童数等の状況	…	5
2	設置・運営主体別実施状況	…	6
3	設置場所の状況	…	6
4	登録児童数の規模別の状況	…	7
5	学年別登録児童数の状況	…	7
6	終了時刻の状況(平日)	…	8
7	待機児童数の学年別の状況	…	8

詳細

1	クラブ数、支援の単位数、利用定員数、登録児童数、実施市町村数及び実施小学校区数の状況	…	9
2	設置・運営主体別クラブ数の状況	…	9
3	実施場所別クラブ数の状況	…	10
4	実施規模別支援の単位数の状況	…	10
5	利用定員の設定規模別支援の単位数の状況	…	10
6	学年別登録児童数の状況	…	11
7	年間開所日数別クラブ数の状況	…	11
8	平日の開所時刻の状況	…	11
9	平日の終了時刻の状況	…	11
10	長期休暇等の開所時刻の状況	…	12
11	長期休暇等の終了時刻の状況	…	12
12	長期休暇等の開所状況	…	12
13	障害児受入数別クラブ数の状況	…	12
14	障害児受入の定員設定別クラブ数の状況	…	12
15	障害児の学年別登録児童数の状況	…	12
16	利用できなかった児童(待機児童)のいる市町村数の状況	…	13
17	利用できなかった児童数(待機児童数)の状況	…	13
18	新1年生の受入開始の状況	…	13
19	児童1人当たりの専用区画面積の状況	…	13
20	雇用形態別放課後児童支援員等の数の状況	…	14
21	認定資格研修を修了した放課後児童支援員等の数の状況	…	14
22	一の支援の単位あたりの放課後児童支援員等の数の状況	…	14
23	支援の単位ごとの実施規模別配置職員数の状況	…	14
24	支援の単位ごとの時間別の職員配置の状況	…	17
25	登録児童数が20人未満のクラブにおける放課後児童支援員等の兼務の状況	…	20
26	放課後児童支援員の資格の状況	…	20
27	放課後児童支援員の配置状況	…	20
28	放課後子供教室との連携の状況	…	21
29	学校施設の活用を求めた支援の単位数	…	21
30	基準条例に基づく運営内容の点検・確認の状況	…	21
31	市町村における対象児童の範囲	…	21
32	対象としていない児童への対応	…	22
33	放課後児童クラブの情報提供の状況	…	22
34	児童福祉法34条の8の3に規定する検査等の状況	…	22
35	利用手続き(利用申込み・利用決定)の状況	…	22
36	利用に係る優先的な取扱いの状況	…	23
37	放課後児童クラブにおける利用料の徴収等の状況	…	23
38	放課後児童クラブにおける月額利用料	…	23

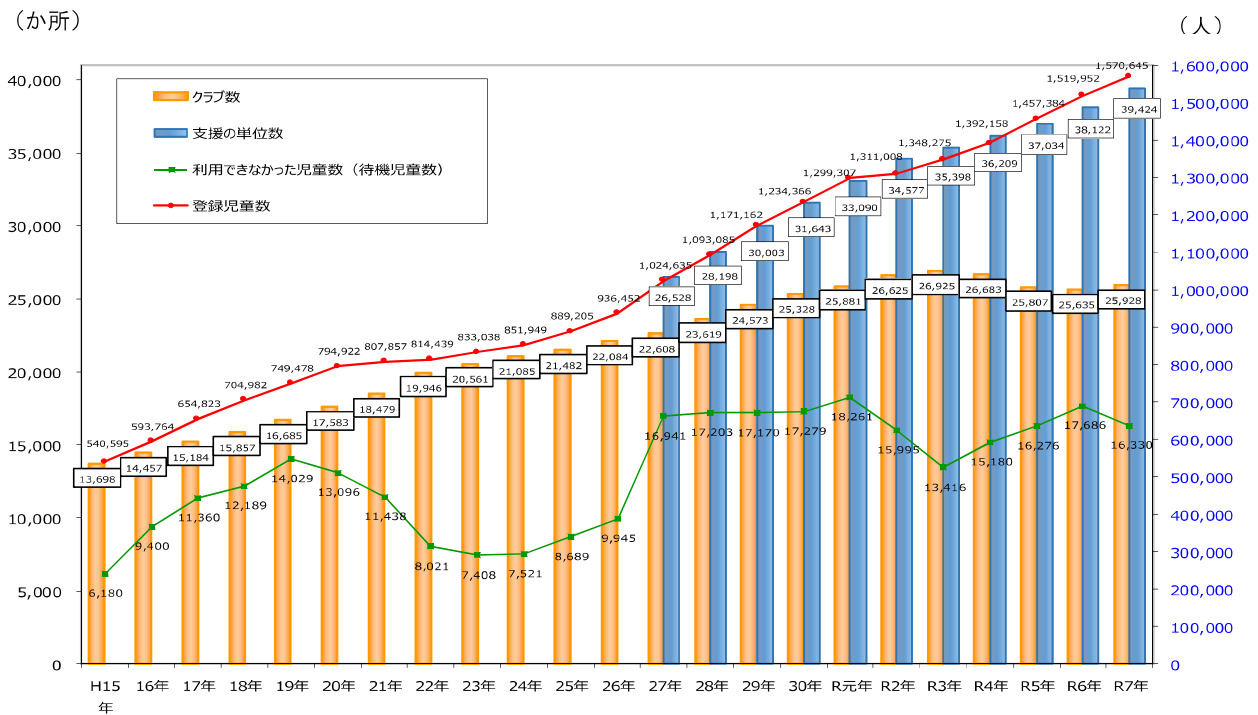
39	放課後児童クラブにおける利用料の減免等の状況	…	24
40	指定管理者制度による実施の状況	…	25
41	おやつの提供の状況	…	25
42	長期休暇期間における昼食の提供の状況	…	25
43	育成支援の記録の状況	…	25
44	利用の開始等の情報提供の状況	…	25
45	運営規程の状況	…	26
46	放課後児童クラブ内における虐待等の発生件数	…	26
47	職員、財産、収支及び利用者の処遇状況を明らかにする帳簿の整備状況	…	26
48	適正な会計管理及び情報公開の状況	…	26
49	学校との連携状況	…	26
50	保育所、認定こども園、幼稚園等との連携状況	…	27
51	地域、関係機関との連携状況	…	27
52	衛生管理・安全対策の状況	…	27
53	職場倫理に関する事項の明文化の状況	…	27
54	要望・苦情への対応状況	…	27
55	研修受講機会の提供状況	…	28
56	運営内容の定期的な自己評価の実施状況	…	28
57	運営内容の第三者評価の実施状況	…	28
58	業務支援ICTの導入状況	…	28
都道府県・指定都市・中核市別の実施状況			
	放課後児童クラブ数及び登録児童数	…	29
	放課後児童クラブ数(対前年入り)	…	30
	放課後児童クラブ登録児童数(対前年入り)	…	31
	利用できなかった児童数(待機児童数)(対前年入り)	…	32
	令和7年5月1日 利用できなかった児童(待機児童)マップ	…	33
	利用できなかった児童(待機児童)がいる市町村数	…	34
	利用できなかった児童(待機児童)が50人以上いる市町村	…	35
	放課後児童支援員等数(うち常勤職員数・率入り)	…	36
	学校の余裕教室及び学校敷地内専用施設で実施するクラブ数	…	37
	同一小学校内(学校の余裕教室及び学校敷地内専用施設)で放課後子供教室の活動プログラムに参加しているクラブ数	…	38
	待機児童数100人以上自治体における待機児童に関する状況	…	39
参考資料			
	調査概要	…	44

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況【概要】(全国計)

1. 放課後児童クラブ登録児童数等の状況

- 登録児童数及び支援の単位数は年々増加傾向にあり、
 - 登録児童数は、対前年50,693人増の1,570,645人、
 - 支援の単位数は、対前年1,302支援の単位数増の39,424支援の単位、
 - クラブ数は、対前年293か所増の25,928か所、
 となっている。
- また、利用できなかった児童数(待機児童数)は、対前年1,356人減少し、16,330人となっている。

〔クラブ数、支援の単位数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移〕

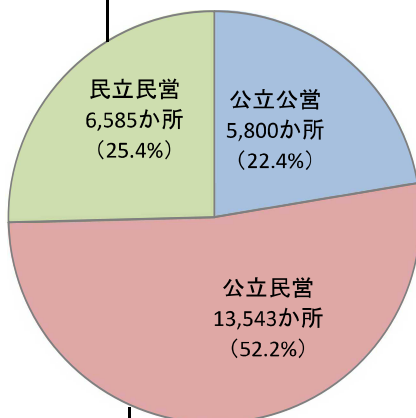


※5月1日現在(令和2年のみ7月1日現在) こども家庭庁調査
 ※本調査は平成10年より実施
 ※利用できなかった児童数は平成14年から把握

2. 設置・運営主体別実施状況

○ 設置・運営主体別実施状況でみると、公立公営が全体の約22%、公立民営のクラブが約52%、民立民営が約25%を占めている。

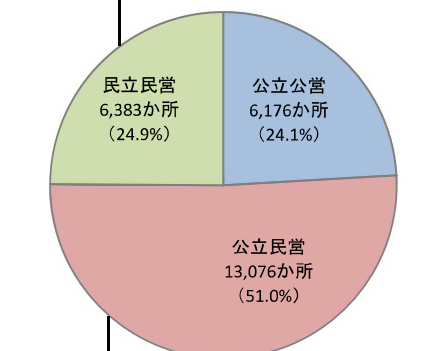
社会福祉法人	2,086か所	(8.0%)
NPO法人	1,208か所	(4.7%)
運営委員会*	1,157か所	(4.5%)
保護者会		
その他	2,134か所	(8.2%)



社会福祉法人	3,126か所	(12.1%)
NPO法人	1,681か所	(6.5%)
運営委員会*		
保護者会	2,362か所	(9.1%)
その他	6,374か所	(24.6%)

(参考) 令和6年

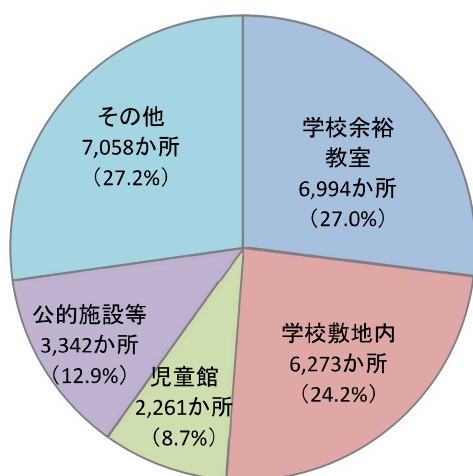
社会福祉法人	2,030か所	(7.9%)
NPO法人	1,176か所	(4.6%)
運営委員会*	1,181か所	(4.6%)
保護者会		
その他	1,996か所	(7.8%)



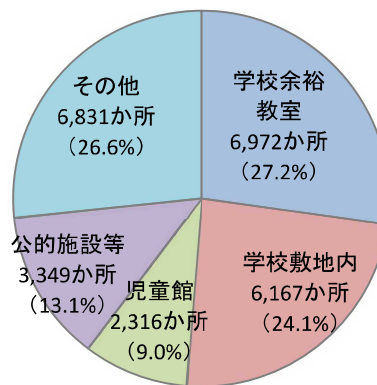
社会福祉法人	3,217か所	(12.5%)
NPO法人	1,713か所	(6.7%)
運営委員会*		
保護者会	2,552か所	(10.0%)
その他	5,594か所	(21.8%)

3. 設置場所の状況

○ 設置場所では、学校の余裕教室が約27%、学校敷地内の専用施設が約24%と小学校内での合計が約51%、児童館・児童センターが約9%である。



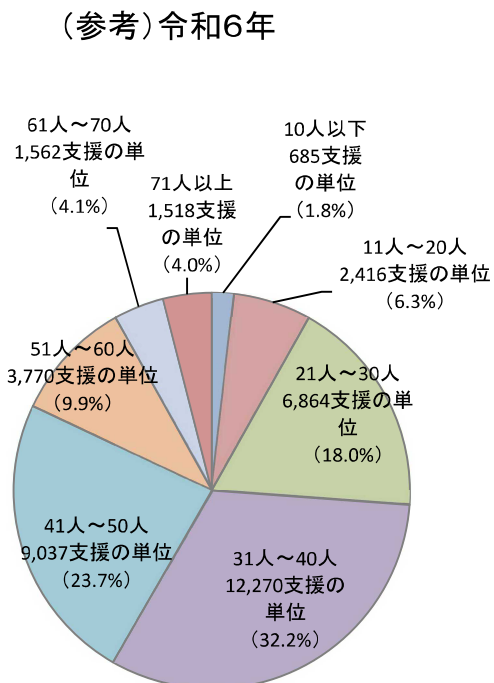
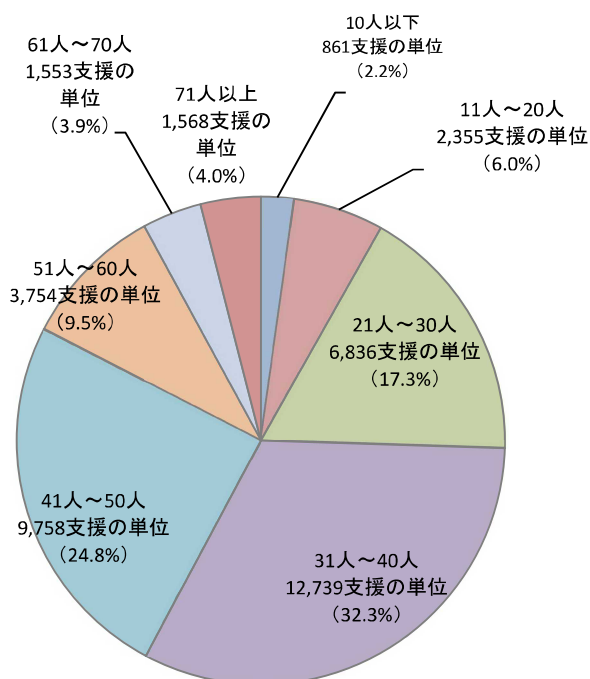
(参考) 令和6年



※「公的施設等」は、「公的施設利用」及び「公有地専用施設」を指す。

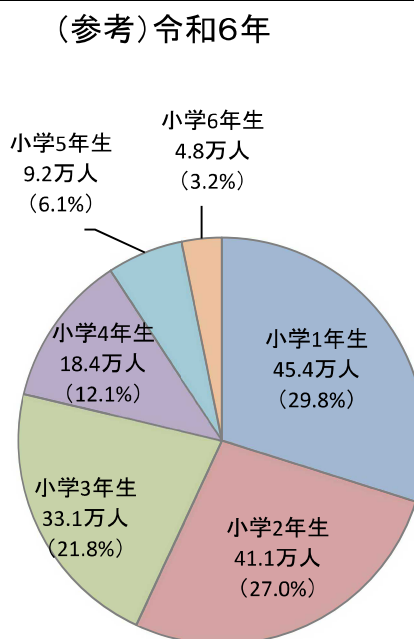
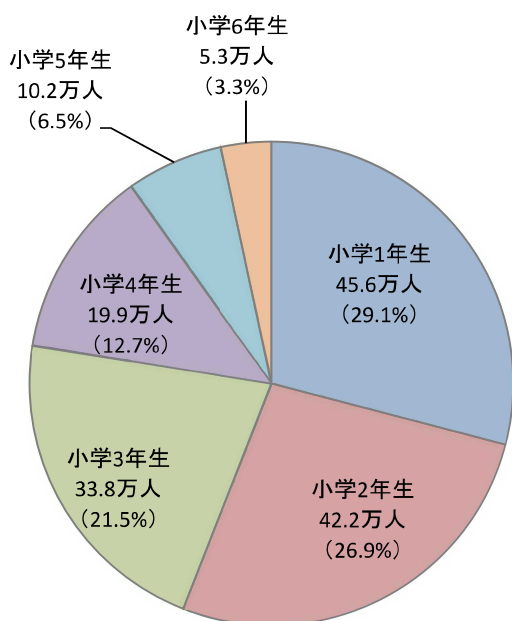
4. 登録児童数の規模別の状況

○ 登録児童数の人数規模別で見ると、40人までの支援の単位が全体の約58%を占めている。



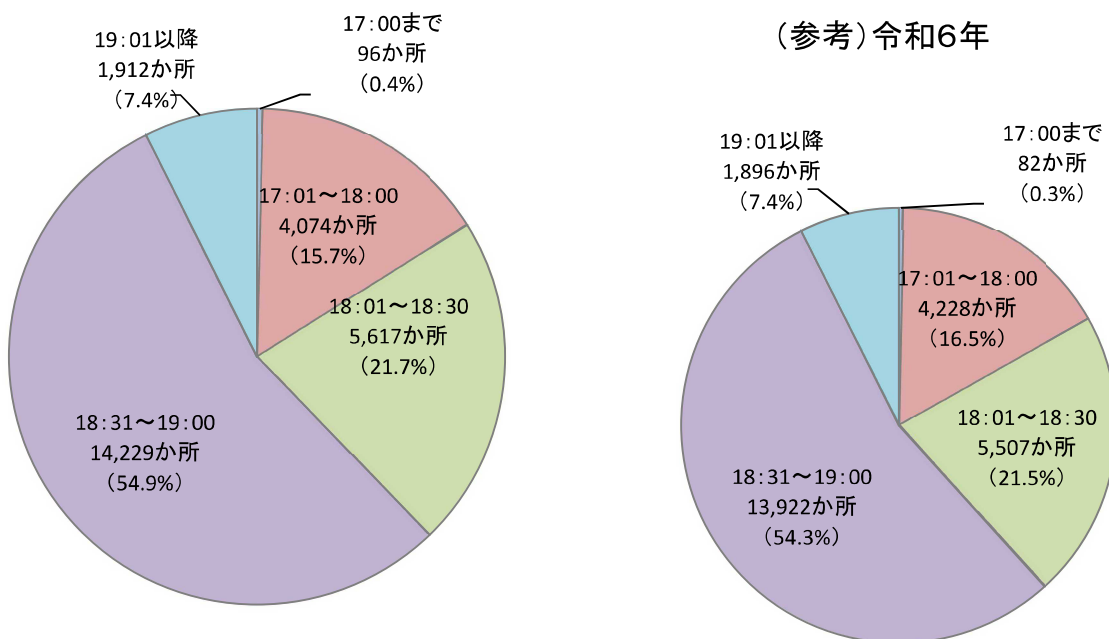
5. 学年別登録児童数の状況

○ 低学年（小学1年生から小学3年生）の割合が全体の約78%を占めている。



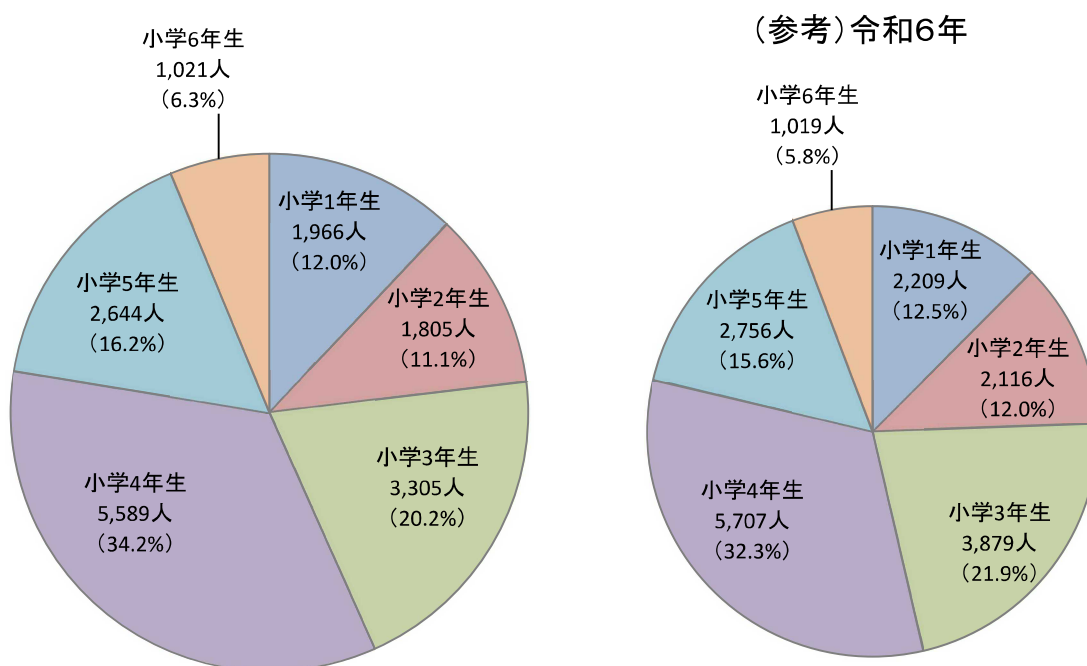
6. 終了時刻の状況(平日)

○ 18時半を超えて開所しているクラブが全体の約62%を占めている。



7. 待機児童数の学年別の状況

○ 待機児童数の学年別の状況を見ると、低学年(小学1年生から小学3年生)は前年比で1,128人減少、高学年(小学4年生から小学6年生)は前年比で228人減少した。



放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況【詳細】

* 5月1日現在 子ども家庭庁調査

(全都道府県計)

1 クラブ数、支援の単位数、利用定員数、登録児童数、実施市町村数及び実施小学校区数の状況

区分	令和 7 年	令和 6 年	増減
クラブ数	25,928か所	25,635か所	293か所
支援の単位数	39,424支援の単位	38,122支援の単位	1,302支援の単位
利用定員数	1,664,270人	1,616,782人	47,488人
登録児童数	1,570,645人	1,519,952人	50,693人
実施市町村数(割合) [全市町村数]	1,633市町村(93.8%) [1,741市町村]	1,631市町村(93.7%) [1,741市町村]	2市町村 [+0市町村]
実施小学校区数(割合) [(参考)全小学校区数]	16,535小学校区 [18,164小学校区]	16,560小学校区 [18,376小学校区]	▲ 25小学校区 [▲ 124小学校区]

注1:実施市町村割合は、各年の全市町村数に対する割合、実施小学校区割合は、各年の全小学校区数に対する割合である。

注2:全小学校区数は、文部科学省が実施する学校基本調査(令和7年度においては速報)における公立の小学校の総数(ただし、分校を除く。)である。

注3:「市町村」は、特別区を含む。以下同じ。

(参考)過去5年間のクラブ数、支援の単位数、利用定員数、登録児童数、実施市町村数の推移

区分	令和6年	令和5年	令和4年	令和3年	令和2年
クラブ数(か所)	25,635	25,807	26,683	26,925	26,625
増減	-172	-876	-242	300	744
支援の単位数(支援の単位)	38,122	37,034	36,209	35,398	34,577
増減	1,088	825	811	821	1,487
利用定員数(人)	1,616,782	1,571,451	1,527,751	1,498,667	1,453,579
増減	45,331	43,700	29,084	45,088	70,606
登録児童数(人)	1,519,952	1,457,384	1,392,158	1,348,275	1,311,008
増減	62,568	65,226	43,883	37,267	11,701
実施市町村数(割合) [全市町村数]	1,631(93.7%) [1,741]	1,631(93.7%) [1,741]	1,627(93.5%) [1,741]	1,624(93.3%) [1,741]	1,623(93.2%) [1,741]

2 設置・運営主体別クラブ数の状況

(か所)

区分	令和 7 年	令和 6 年	増減
公立公営	5,800 (22.4%)	6,176 (24.1%)	▲ 376
公立民営(合計)	13,543 (52.2%)	13,076 (51.0%)	467
社会福祉法人	3,126 (12.1%)	3,217 (12.5%)	▲ 91
公益社団法人等	1,344 (5.2%)	1,242 (4.8%)	102
NPO法人	1,681 (6.5%)	1,713 (6.7%)	▲ 32
運営委員会・保護者会	2,362 (9.1%)	2,552 (10.0%)	▲ 190
任意団体	205 (0.8%)	239 (0.9%)	▲ 34
株式会社	4,299 (16.6%)	3,554 (13.9%)	745
学校法人	190 (0.7%)	186 (0.7%)	4
その他	336 (1.3%)	373 (1.5%)	▲ 37
民立民営(合計)	6,585 (25.4%)	6,383 (24.9%)	202
社会福祉法人	2,086 (8.0%)	2,030 (7.9%)	56
公益社団法人等	558 (2.2%)	500 (2.0%)	58
NPO法人	1,208 (4.7%)	1,176 (4.6%)	32
運営委員会・保護者会	1,157 (4.5%)	1,181 (4.6%)	▲ 24
任意団体	69 (0.3%)	65 (0.3%)	4
株式会社	664 (2.6%)	591 (2.3%)	73
学校法人	371 (1.4%)	364 (1.4%)	7
その他	472 (1.8%)	476 (1.9%)	▲ 4
計	25,928 (100.0%)	25,635 (100.0%)	293

注1:()内は全クラブ数(令和7年:25,928、令和6年:25,635)に対する割合である。

注2:公立民営・民立民営については、その運営主体ごとの内訳を記載している。

3 実施場所別クラブ数の状況

(か所)

実施場所	令和 7 年	令和 6 年	増減
小学校	13,267 (51.2%)	13,139 (51.3%)	128
学校の余裕教室	6,994 (27.0%)	6,972 (27.2%)	22
学校敷地内専用施設	6,273 (24.2%)	6,167 (24.1%)	106
児童館・児童センター	2,261 (8.7%)	2,316 (9.0%)	▲ 55
公有地専用施設	1,913 (7.4%)	1,926 (7.5%)	▲ 13
民有地専用施設	1,872 (7.2%)	1,816 (7.1%)	56
民家・アパート	1,768 (6.8%)	1,705 (6.7%)	63
公的施設利用	1,429 (5.5%)	1,423 (5.6%)	6
団地集会所	92 (0.4%)	89 (0.3%)	3
保育所	680 (2.6%)	689 (2.7%)	▲ 9
幼稚園	253 (1.0%)	259 (1.0%)	▲ 6
認定こども園	681 (2.6%)	652 (2.5%)	29
空き店舗	1,201 (4.6%)	1,125 (4.4%)	76
その他	511 (2.0%)	496 (1.9%)	15
計	25,928 (100.0%)	25,635 (100.0%)	293

注：()内は全クラブ数(令和7年:25,928、令和6年:25,635)に対する割合である。

4 実施規模別支援の単位数の状況

(支援の単位)

実施規模	令和 7 年	令和 6 年	増減
10人以下	861 (2.2%)	685 (1.8%)	176
11人～20人	2,355 (6.0%)	2,416 (6.3%)	▲ 61
21人～30人	6,836 (17.3%)	6,864 (18.0%)	▲ 28
31人～40人	12,739 (32.3%)	12,270 (32.2%)	469
41人～50人	9,758 (24.8%)	9,037 (23.7%)	721
51人～60人	3,754 (9.5%)	3,770 (9.9%)	▲ 16
61人～70人	1,553 (3.9%)	1,562 (4.1%)	▲ 9
71人以上	1,568 (4.0%)	1,518 (4.0%)	50
計	39,424 (100.0%)	38,122 (100.0%)	1,302

注：()内は全支援の単位数(令和7年:39,424、令和6年:38,122)に対する割合である。

【参考】実施規模別クラブ数の状況

(か所)

実施規模	令和 7 年	令和 6 年	増減
10人以下	560 (2.2%)	612 (2.4%)	▲ 52
11人～20人	1,728 (6.7%)	1,736 (6.8%)	▲ 8
21人～30人	3,122 (12.0%)	3,143 (12.3%)	▲ 21
31人～40人	4,868 (18.8%)	4,908 (19.1%)	▲ 40
41人～50人	4,210 (16.2%)	4,049 (15.8%)	161
51人～60人	2,506 (9.7%)	2,573 (10.0%)	▲ 67
61人～70人	1,796 (6.9%)	1,786 (7.0%)	10
71人以上	7,138 (27.5%)	6,828 (26.6%)	310
計	25,928 (100.0%)	25,635 (100.0%)	293

注：()内は全クラブ数(令和7年:25,928、令和6年:25,635)に対する割合である。

5 利用定員の設定規模別支援の単位数の状況

(支援の単位)

利用定員の設定規模	令和 7 年	令和 6 年	増減
10人以下	187 (0.5%)	149 (0.4%)	38
11人～20人	1,584 (4.0%)	1,562 (4.1%)	22
21人～30人	5,651 (14.3%)	5,424 (14.2%)	227
31人～40人	17,810 (45.2%)	16,828 (44.1%)	982
41人～50人	7,688 (19.5%)	7,664 (20.1%)	24
51人～60人	3,321 (8.4%)	3,286 (8.6%)	35
61人～70人	1,500 (3.8%)	1,547 (4.1%)	▲ 47
71人以上	1,590 (4.0%)	1,564 (4.1%)	26
設定していない	93 (0.2%)	98 (0.3%)	▲ 5
計	39,424 (100.0%)	38,122 (100.0%)	1,302

注：()内は全支援の単位数(令和7年:39,424、令和6年:38,122)に対する割合である。

【参考】利用定員の設定規模別クラブ数の状況

(か所)

利用定員の設定規模	令和 7 年	令和 6 年	増減
10人以下	91 (0.4%)	110 (0.4%)	▲ 19
11人～20人	876 (3.4%)	950 (3.7%)	▲ 74
21人～30人	2,356 (9.1%)	2,363 (9.2%)	▲ 7
31人～40人	7,547 (29.1%)	7,515 (29.3%)	32
41人～50人	3,689 (14.2%)	3,625 (14.1%)	64
51人～60人	2,268 (8.7%)	2,239 (8.7%)	29
61人～70人	1,601 (6.2%)	1,637 (6.4%)	▲ 36
71人以上	7,447 (28.7%)	7,143 (27.9%)	304
設定していない	53 (0.2%)	53 (0.2%)	0
計	25,928 (100.0%)	25,635 (100.0%)	293

注:()内は全クラブ数(令和7年:25,928、令和6年:25,635)に対する割合である。

6 学年別登録児童数の状況

(人)

学年	令和 7 年	令和 6 年	増減
小学1年生	456,418 (29.1%)	453,642 (29.8%)	2,776
小学2年生	422,493 (26.9%)	411,145 (27.0%)	11,348
小学3年生	338,356 (21.5%)	331,228 (21.8%)	7,128
小学4年生	198,714 (12.7%)	183,998 (12.1%)	14,716
小学5年生	102,111 (6.5%)	91,997 (6.1%)	10,114
小学6年生	52,553 (3.3%)	47,942 (3.2%)	4,611
計	1,570,645 (100.0%)	1,519,952 (100.0%)	50,693

注:()内は各年の総数に対する割合である。

7 年間開所日数別クラブ数の状況

(か所)

開所日数	令和 7 年	令和 6 年	増減
199日以下	34 (0.1%)	87 (0.3%)	▲ 53
200日～249日	2,758 (10.6%)	2,782 (10.9%)	▲ 24
250日～279日	7,465 (28.8%)	6,986 (27.3%)	479
280日～299日	15,445 (59.6%)	15,544 (60.6%)	▲ 99
300日以上	226 (0.9%)	236 (0.9%)	▲ 10
計	25,928 (100.0%)	25,635 (100.0%)	293

注:()内は全クラブ数(令和7年:25,928、令和6年:25,635)に対する割合である。

8 平日の開所時刻の状況

(か所)

開所時刻	令和 7 年	令和 6 年	増減
10:59以前	1,529 (5.9%)	2,154 (8.4%)	▲ 625
11:00～11:59	426 (1.6%)	946 (3.7%)	▲ 520
12:00～12:59	2,806 (10.8%)	4,269 (16.7%)	▲ 1,463
13:00～13:59	9,843 (38.0%)	10,220 (39.9%)	▲ 377
14:00以降	11,324 (43.7%)	8,046 (31.4%)	3,278
計	25,928 (100.0%)	25,635 (100.0%)	293

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:[令和7年:25,928]、[令和6年:25,635]は、平日に開所しているクラブ数

9 平日の終了時刻の状況

(か所)

終了時刻	令和 7 年	令和 6 年	増減
17:00まで	96 (0.4%)	82 (0.3%)	14
17:01～18:00	4,074 (15.7%)	4,228 (16.5%)	▲ 154
18:01～18:30	5,617 (21.7%)	5,507 (21.5%)	110
18:31～19:00	14,229 (54.9%)	13,922 (54.3%)	307
19:01以降	1,912 (7.4%)	1,896 (7.4%)	16
計	25,928 (100.0%)	25,635 (100.0%)	293

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:[令和7年:25,928]、[令和6年:25,635]は、平日に開所しているクラブ数

10 長期休暇等の開所時刻の状況

(か所)

開所時刻	令和 7 年	令和 6 年	増減
6:59以前	14 (0.1%)	19 (0.1%)	▲ 5
7:00～7:59	9,500 (36.8%)	9,291 (36.5%)	209
8:00～8:59	15,756 (61.1%)	15,762 (61.8%)	▲ 6
9:00～9:59	437 (1.7%)	344 (1.3%)	93
10:00以降	80 (0.3%)	72 (0.3%)	8
計	25,787 (100.0%)	25,488 (100.0%)	299

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:[令和7年:25,787]、[令和6年:25,488]は、長期休暇等に開所しているクラブ数

11 長期休暇等の終了時刻の状況

(か所)

終了時刻	令和 7 年	令和 6 年	増減
17:00まで	437 (1.7%)	314 (1.2%)	123
17:01～18:00	4,534 (17.6%)	4,557 (17.9%)	▲ 23
18:01～18:30	5,572 (21.6%)	5,482 (21.5%)	90
18:31～19:00	13,459 (52.2%)	13,337 (52.3%)	122
19:01以降	1,785 (6.9%)	1,798 (7.1%)	▲ 13
計	25,787 (100.0%)	25,488 (100.0%)	299

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:[令和7年:25,787]、[令和6年:25,488]は、長期休暇等に開所しているクラブ数

12 長期休暇等の開所状況

(か所)

開所状況	令和 7 年	令和 6 年	増減
土曜日	23,015 (88.8%)	22,839 (89.1%)	176
〔上記のうち、毎週開所以外〕	[6,726]	[6,554]	[172]
日曜日・祝日	847 (3.3%)	969 (3.8%)	▲ 122
夏休み等	25,393 (97.9%)	25,135 (98.0%)	258

注1:()内は全クラブ数(令和7年:25,928、令和6年:25,635)に対する割合である。

注2:()内は毎週開所以外のクラブ数である。

13 障害児受入数別クラブ数の状況

(か所)

受入数	令和 7 年	令和 6 年	増減
1人	4,233 (25.3%)	4,493 (27.8%)	▲ 260
2人	3,067 (18.4%)	3,116 (19.3%)	▲ 49
3人	2,430 (14.5%)	2,288 (14.2%)	142
4人	1,752 (10.5%)	1,639 (10.1%)	113
5人以上	5,228 (31.3%)	4,629 (28.6%)	599
計	16,710 (100.0%)	16,165 (100.0%)	545

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:全クラブ数に対して、障害児を受け入れているクラブの割合は、令和7年:64.4%、令和6年:63.1%である。

14 障害児受入の定員設定別クラブ数の状況

(か所)

定員設定の有無	令和 7 年	令和 6 年	増減
障害児受入の定員無し	12,517 (74.9%)	12,352 (76.4%)	165
障害児受入の定員有り	4,193 (25.1%)	3,813 (23.6%)	380
計	16,710 (100.0%)	16,165 (100.0%)	545

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:[令和7年:16,710]、[令和6年:16,165]は、障害児を受け入れているクラブ数。

15 障害児の学年別登録児童数の状況

(人)

学年	令和 7 年	令和 6 年	増減
小学1年生	17,750 (24.6%)	15,941 (24.3%)	1,809
小学2年生	17,858 (24.7%)	16,187 (24.7%)	1,671
小学3年生	15,253 (21.1%)	14,375 (21.9%)	878
小学4年生	10,847 (15.0%)	9,761 (14.9%)	1,086
小学5年生	6,681 (9.2%)	5,837 (8.9%)	844
小学6年生	3,841 (5.3%)	3,469 (5.3%)	372
計	72,230 (100.0%)	65,570 (100.0%)	6,660

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:全登録児童数に対する障害児の登録児童数の割合は、令和7年:4.6%、令和6年:4.3%である。

16 利用できなかった児童(待機児童)のいる市町村数の状況

(市町村数)

	令和 7 年	令和 6 年	増減
利用できなかった児童がいる市町村数	377 (21.7%)	387 (22.2%)	▲ 10

注:()内は全市町村数(令和7年:1,741、令和6年:1,741)に対する割合である。

17 利用できなかった児童数(待機児童数)の状況

(人)

	令和 7 年	令和 6 年	増減
小学1年生	1,966 (12.0%) [56]	2,209 (12.5%) [61]	▲ 243 [▲ 5]
小学2年生	1,805 (11.1%) [40]	2,116 (12.0%) [19]	▲ 311 [21]
小学3年生	3,305 (20.2%) [49]	3,879 (21.9%) [52]	▲ 574 [▲ 3]
小学4年生	5,589 (34.2%) [93]	5,707 (32.3%) [74]	▲ 118 [19]
小学5年生	2,644 (16.2%) [63]	2,756 (15.6%) [64]	▲ 112 [▲ 1]
小学6年生	1,021 (6.3%) [51]	1,019 (5.8%) [34]	2 [17]
計	16,330 (100.0%) [352]	17,686 (100.0%) [304]	▲ 1,356 [48]

注:()内は各年の総数に対する割合である。[]内は障害児数であり、内数である。

(参考) 利用できなかった児童数のうち放課後児童クラブ以外の自治体に関与している放課後のこどもの居場所を提供する事業の実施状況

(市町村数)

	令和 7 年	令和 6 年	増減
利用できなかった児童がいる市町村において、放課後児童クラブ以外に、自治体に関与している放課後のこどもの居場所を提供する事業がある	205 (54.4%)	-	-
利用できなかった児童のうち当該事業を利用している児童数を把握している	54 (14.3%)	-	-

注:()内は利用できなかった児童がいる市町村数(令和7年:377)に対する割合である。

(参考) 利用できなかった児童数のうち放課後児童クラブ以外の自治体に関与している放課後のこどもの居場所を利用している児童数

(人)

	令和 7 年	令和 6 年	増減
小学1年生	144 (6.5%) [3]	-	-
小学2年生	324 (14.7%) [4]	-	-
小学3年生	705 (31.9%) [4]	-	-
小学4年生	712 (32.2%) [5]	-	-
小学5年生	247 (11.2%) [4]	-	-
小学6年生	79 (3.6%) [2]	-	-
計	2,211 (100.0%) [22]	-	-

注:()内は各年の総数に対する割合である。[]内は障害児数であり、内数である。

18 新1年生の受入開始の状況

(か所)

	令和 7 年	令和 6 年	増減
4月1日より受入	25,585 (98.7%)	25,291 (98.7%)	294

注:()内は全クラブ数(令和7年:25,928、令和6年:25,635)に対する割合である。

19 児童1人当たりの専用区画面積の状況

(か所)

	令和 7 年	令和 6 年	増減
1.65㎡以上	22,065 (85.1%)	21,794 (85.0%)	271

注:()内は全クラブ数(令和7年:25,928、令和6年:25,635)に対する割合である。

20 雇用形態別放課後児童支援員等の数の状況

(人)

	令和 7 年	令和 6 年	増減
放課後児童支援員	118,562 (55.7%)	112,327 (55.9%)	6,235
常勤職員	57,597 (27.1%)	54,746 (27.3%)	2,851
常勤職員以外	60,965 (28.6%)	57,581 (28.7%)	3,384
補助員	88,178 (41.4%)	83,345 (41.5%)	4,833
常勤職員	10,212 (4.8%)	9,659 (4.8%)	553
常勤職員以外	77,966 (36.6%)	73,686 (36.7%)	4,280
育成支援の周辺業務を行う職員	6,127 (2.9%)	5,115 (2.5%)	1,012
常勤職員	1,226 (0.6%)	1,035 (0.5%)	191
常勤職員以外	4,901 (2.3%)	4,080 (2.0%)	821
常勤職員 計	69,035 (32.4%)	65,440 (32.6%)	3,595
常勤職員以外 計	143,832 (67.6%)	135,347 (67.4%)	8,485
計	212,867 (100.0%)	200,787 (100.0%)	12,080

注1:「育成支援の周辺業務を行う職員」は、令和5年4月12日成環第5号こども家庭庁成育局長通知の別紙「放課後児童健全育成事業実施要綱」(以下、「実施要綱」という。)の別添10「放課後児童クラブ育成支援体制強化事業」を活用して雇用している者をいう。

注2:()内は各年の総数に対する割合である。数値はボランティアを含めない。

21 認定資格研修を修了した放課後児童支援員の数の状況

(人)

	令和 7 年	令和 6 年	増減
認定資格研修を修了した放課後児童支援員の数	112,599 (95.0%)	105,238 (93.7%)	7,361

注:()内は、市町村が条例によって定める基準における放課後児童支援員の人数(令和7年:118,562、令和6年:112,327)に対する割合である。

22 一の支援の単位あたりの放課後児童支援員等の数の状況

(支援の単位)

	令和 7 年	令和 6 年	増減
1人	130 (0.3%)	153 (0.4%)	▲ 23
2人	3,869 (9.8%)	4,559 (12.0%)	▲ 690
3人	7,139 (18.1%)	6,967 (18.3%)	172
4人	7,799 (19.8%)	7,419 (19.5%)	380
5人以上	20,487 (52.0%)	19,024 (49.9%)	1,463
計	39,424 (100.0%)	38,122 (100.0%)	1,302

注:()内は各年の総数に対する割合である。数値は育成支援の周辺業務を行う職員及びボランティアを含めない。

23 支援の単位ごとの実施規模別配置職員数の状況

(支援の単位)

実施規模	令和 7 年	令和 6 年	増減
登録児童数10人以下			
配置職員数1名	26 (4.2%)	28 (4.2%)	▲ 2
配置職員数2名	412 (66.9%)	454 (67.7%)	▲ 42
配置職員数3名	125 (20.3%)	116 (17.3%)	9
配置職員数4名	38 (6.2%)	47 (7.0%)	▲ 9
配置職員数5名以上	15 (2.4%)	26 (3.9%)	▲ 11
小計	616 (100.0%)	671 (100.0%)	▲ 55
登録児童数11人～20人			
配置職員数1名	42 (1.8%)	47 (2.0%)	▲ 5
配置職員数2名	1,163 (49.9%)	1,209 (50.6%)	▲ 46
配置職員数3名	731 (31.4%)	747 (31.3%)	▲ 16
配置職員数4名	284 (12.2%)	257 (10.8%)	27
配置職員数5名以上	110 (4.7%)	127 (5.3%)	▲ 17
小計	2,330 (100.0%)	2,387 (100.0%)	▲ 57
登録児童数21人～30人			
配置職員数1名	45 (0.7%)	44 (0.6%)	1
配置職員数2名	2,215 (32.6%)	2,445 (35.9%)	▲ 230
配置職員数3名	2,653 (39.0%)	2,605 (38.3%)	48
配置職員数4名	1,257 (18.5%)	1,148 (16.9%)	109
配置職員数5名以上	629 (9.3%)	563 (8.3%)	66
小計	6,799 (100.0%)	6,805 (100.0%)	▲ 6
登録児童数31人～40人			
配置職員数1名	52 (0.4%)	81 (0.7%)	▲ 29
配置職員数2名	3,444 (27.1%)	3,616 (29.6%)	▲ 172
配置職員数3名	4,666 (36.7%)	4,516 (37.0%)	150
配置職員数4名	2,974 (23.4%)	2,526 (20.7%)	448
配置職員数5名以上	1,565 (12.3%)	1,468 (12.0%)	97
小計	12,701 (100.0%)	12,207 (100.0%)	494

登録児童数41人～50人			
配置職員数1名	76 (0.8%)	32 (0.4%)	44
配置職員数2名	1,973 (20.3%)	2,054 (22.9%)	▲ 81
配置職員数3名	3,354 (34.5%)	2,881 (32.1%)	473
配置職員数4名	2,583 (26.5%)	2,258 (25.1%)	325
配置職員数5名以上	1,743 (17.9%)	1,754 (19.5%)	▲ 11
小計	9,729 (100.0%)	8,979 (100.0%)	750
登録児童数51人～60人			
配置職員数1名	44 (1.2%)	8 (0.2%)	36
配置職員数2名	557 (14.9%)	542 (14.5%)	15
配置職員数3名	1,060 (28.3%)	1,076 (28.7%)	▲ 16
配置職員数4名	1,066 (28.4%)	1,028 (27.4%)	38
配置職員数5名以上	1,021 (27.2%)	1,093 (29.2%)	▲ 72
小計	3,748 (100.0%)	3,747 (100.0%)	1
登録児童数61人～70人			
配置職員数1名	4 (0.3%)	1 (0.1%)	3
配置職員数2名	153 (9.9%)	145 (9.3%)	8
配置職員数3名	364 (23.5%)	360 (23.1%)	4
配置職員数4名	436 (28.1%)	461 (29.6%)	▲ 25
配置職員数5名以上	592 (38.2%)	590 (37.9%)	2
小計	1,549 (100.0%)	1,557 (100.0%)	▲ 8
登録児童数71人以上			
配置職員数1名	4 (0.3%)	1 (0.1%)	3
配置職員数2名	126 (8.0%)	128 (8.4%)	▲ 2
配置職員数3名	237 (15.1%)	236 (15.5%)	1
配置職員数4名	384 (24.5%)	389 (25.6%)	▲ 5
配置職員数5名以上	815 (52.0%)	764 (50.3%)	51
小計	1,566 (100.0%)	1,518 (100.0%)	48
合計	39,038	37,871	1,167

注1:()内は各年、各人数規模の総数に対する割合である。配置職員数は育成支援の周辺業務を行う職員及びボランティアを含めない。

注2:合計数(令和7年:39,038、令和6年:37,871)は特定の調査基準日(令和7年:5月16日(金)～17日(土)、令和6年:5月17日(金)～18日(土))の間に開所した全支援の単位数である。

【参考】支援の単位ごとの実施規模別放課後児童支援員数の状況

(1)放課後児童支援員数

実施規模	令和 7 年	令和 6 年	増減
(支援の単位)			
登録児童数10人以下			
放課後児童支援員数0名	11 (1.8%)	15 (2.2%)	▲ 4
放課後児童支援員数1名	237 (38.5%)	254 (37.9%)	▲ 17
放課後児童支援員数2名	308 (50.0%)	330 (49.2%)	▲ 22
放課後児童支援員数3名	51 (8.3%)	52 (7.7%)	▲ 1
放課後児童支援員数4名	6 (1.0%)	12 (1.8%)	▲ 6
放課後児童支援員数5名以上	3 (0.5%)	8 (1.2%)	▲ 5
小計	616 (100.0%)	671 (100.0%)	▲ 55
登録児童数11人～20人			
放課後児童支援員数0名	44 (1.9%)	35 (1.5%)	9
放課後児童支援員数1名	667 (28.6%)	736 (30.8%)	▲ 69
放課後児童支援員数2名	1,159 (49.7%)	1,171 (49.1%)	▲ 12
放課後児童支援員数3名	355 (15.2%)	344 (14.4%)	11
放課後児童支援員数4名	80 (3.4%)	76 (3.2%)	4
放課後児童支援員数5名以上	25 (1.1%)	25 (1.0%)	0
小計	2,330 (100.0%)	2,387 (100.0%)	▲ 57
登録児童数21人～30人			
放課後児童支援員数0名	59 (0.9%)	64 (0.9%)	▲ 5
放課後児童支援員数1名	1,636 (24.1%)	1,702 (25.0%)	▲ 66
放課後児童支援員数2名	3,107 (45.7%)	3,217 (47.3%)	▲ 110
放課後児童支援員数3名	1,415 (20.8%)	1,361 (20.0%)	54
放課後児童支援員数4名	450 (6.6%)	331 (4.9%)	119
放課後児童支援員数5名以上	132 (1.9%)	130 (1.9%)	2
小計	6,799 (100.0%)	6,805 (100.0%)	▲ 6
登録児童数31人～40人			
放課後児童支援員数0名	104 (0.8%)	102 (0.8%)	2
放課後児童支援員数1名	3,002 (23.6%)	3,021 (24.7%)	▲ 19
放課後児童支援員数2名	5,532 (43.6%)	5,405 (44.3%)	127
放課後児童支援員数3名	2,742 (21.6%)	2,585 (21.2%)	157
放課後児童支援員数4名	963 (7.6%)	808 (6.6%)	155
放課後児童支援員数5名以上	358 (2.8%)	286 (2.3%)	72
小計	12,701 (100.0%)	12,207 (100.0%)	494

登録児童数41人～50人			
放課後児童支援員数0名	45 (0.5%)	60 (0.7%)	▲ 15
放課後児童支援員数1名	1,851 (19.0%)	1,788 (19.9%)	63
放課後児童支援員数2名	4,107 (42.2%)	3,657 (40.7%)	450
放課後児童支援員数3名	2,365 (24.3%)	2,237 (24.9%)	128
放課後児童支援員数4名	959 (9.9%)	934 (10.4%)	25
放課後児童支援員数5名以上	402 (4.1%)	303 (3.4%)	99
小計	9,729 (100.0%)	8,979 (100.0%)	750
登録児童数51人～60人			
放課後児童支援員数0名	20 (0.5%)	20 (0.5%)	0
放課後児童支援員数1名	630 (16.8%)	589 (15.7%)	41
放課後児童支援員数2名	1,463 (39.0%)	1,411 (37.7%)	52
放課後児童支援員数3名	951 (25.4%)	1,025 (27.4%)	▲ 74
放課後児童支援員数4名	450 (12.0%)	483 (12.9%)	▲ 33
放課後児童支援員数5名以上	234 (6.2%)	219 (5.8%)	15
小計	3,748 (100.0%)	3,747 (100.0%)	1
登録児童数61人～70人			
放課後児童支援員数0名	16 (1.0%)	23 (1.5%)	▲ 7
放課後児童支援員数1名	181 (11.7%)	207 (13.3%)	▲ 26
放課後児童支援員数2名	574 (37.1%)	521 (33.5%)	53
放課後児童支援員数3名	407 (26.3%)	461 (29.6%)	▲ 54
放課後児童支援員数4名	229 (14.8%)	211 (13.6%)	18
放課後児童支援員数5名以上	142 (9.2%)	134 (8.6%)	8
小計	1,549 (100.0%)	1,557 (100.0%)	▲ 8
登録児童数71人以上			
放課後児童支援員数0名	24 (1.5%)	25 (1.6%)	▲ 1
放課後児童支援員数1名	132 (8.4%)	126 (8.3%)	6
放課後児童支援員数2名	556 (35.5%)	555 (36.6%)	1
放課後児童支援員数3名	352 (22.5%)	317 (20.9%)	35
放課後児童支援員数4名	248 (15.8%)	269 (17.7%)	▲ 21
放課後児童支援員数5名以上	254 (16.2%)	226 (14.9%)	28
小計	1,566 (100.0%)	1,518 (100.0%)	48
合計	39,038	37,871	—

注1: ()内は各年、各人数規模の総数に対する割合である。放課後児童支援員数はボランティアを含めない。
注2: 合計数(令和7年:39,038、令和6年:37,871)は特定の調査基準日(令和7年:5月16日(金)～17日(土)、令和6年:5月17日(金)～18日(土))の間に開所した全支援の単位数である。

(2) 設備運営基準を満たす放課後児童支援員数

(支援の単位)

実施規模	令和 7 年	令和 6 年	増減
登録児童数10人以下			
放課後児童支援員数0名	30 (4.9%)	35 (5.2%)	▲ 5
放課後児童支援員数1名	253 (41.1%)	269 (40.1%)	▲ 16
放課後児童支援員数2名	279 (45.3%)	307 (45.8%)	▲ 28
放課後児童支援員数3名	45 (7.3%)	44 (6.6%)	1
放課後児童支援員数4名	5 (0.8%)	8 (1.2%)	▲ 3
放課後児童支援員数5名以上	4 (0.6%)	8 (1.2%)	▲ 4
小計	616 (100.0%)	671 (100.0%)	▲ 55
登録児童数11人～20人			
放課後児童支援員数0名	94 (4.0%)	89 (3.7%)	5
放課後児童支援員数1名	716 (30.7%)	794 (33.3%)	▲ 78
放課後児童支援員数2名	1,121 (48.1%)	1,121 (47.0%)	0
放課後児童支援員数3名	313 (13.4%)	301 (12.6%)	12
放課後児童支援員数4名	66 (2.8%)	63 (2.6%)	3
放課後児童支援員数5名以上	20 (0.9%)	19 (0.8%)	1
小計	2,330 (100.0%)	2,387 (100.0%)	▲ 57
登録児童数21人～30人			
放課後児童支援員数0名	157 (2.3%)	179 (2.6%)	▲ 22
放課後児童支援員数1名	1,772 (26.1%)	1,821 (26.8%)	▲ 49
放課後児童支援員数2名	3,074 (45.2%)	3,188 (46.8%)	▲ 114
放課後児童支援員数3名	1,313 (19.3%)	1,222 (18.0%)	91
放課後児童支援員数4名	370 (5.4%)	287 (4.2%)	83
放課後児童支援員数5名以上	113 (1.7%)	108 (1.6%)	5
小計	6,799 (100.0%)	6,805 (100.0%)	▲ 6
登録児童数31人～40人			
放課後児童支援員数0名	241 (1.9%)	250 (2.0%)	▲ 9
放課後児童支援員数1名	3,284 (25.9%)	3,227 (26.4%)	57
放課後児童支援員数2名	5,524 (43.5%)	5,436 (44.5%)	88
放課後児童支援員数3名	2,565 (20.2%)	2,377 (19.5%)	188
放課後児童支援員数4名	792 (6.2%)	683 (5.6%)	109
放課後児童支援員数5名以上	295 (2.3%)	234 (1.9%)	61
小計	12,701 (100.0%)	12,207 (100.0%)	494

登録児童数41人～50人			
放課後児童支援員数0名	153 (1.6%)	118 (1.3%)	35
放課後児童支援員数1名	2,077 (21.3%)	1,967 (21.9%)	110
放課後児童支援員数2名	4,065 (41.8%)	3,738 (41.6%)	327
放課後児童支援員数3名	2,248 (23.1%)	2,095 (23.3%)	153
放課後児童支援員数4名	858 (8.8%)	812 (9.0%)	46
放課後児童支援員数5名以上	328 (3.4%)	249 (2.8%)	79
小計	9,729 (100.0%)	8,979 (100.0%)	750
登録児童数51人～60人			
放課後児童支援員数0名	36 (1.0%)	46 (1.2%)	▲ 10
放課後児童支援員数1名	697 (18.6%)	633 (16.9%)	64
放課後児童支援員数2名	1,498 (40.0%)	1,473 (39.3%)	25
放課後児童支援員数3名	911 (24.3%)	984 (26.3%)	▲ 73
放課後児童支援員数4名	410 (10.9%)	432 (11.5%)	▲ 22
放課後児童支援員数5名以上	196 (5.2%)	179 (4.8%)	17
小計	3,748 (100.0%)	3,747 (100.0%)	1
登録児童数61人～70人			
放課後児童支援員数0名	16 (1.0%)	19 (1.2%)	▲ 3
放課後児童支援員数1名	207 (13.4%)	225 (14.5%)	▲ 18
放課後児童支援員数2名	609 (39.3%)	575 (36.9%)	34
放課後児童支援員数3名	396 (25.6%)	427 (27.4%)	▲ 31
放課後児童支援員数4名	202 (13.0%)	195 (12.5%)	7
放課後児童支援員数5名以上	119 (7.7%)	116 (7.5%)	3
小計	1,549 (100.0%)	1,557 (100.0%)	▲ 8
登録児童数71人以上			
放課後児童支援員数0名	11 (0.7%)	26 (1.7%)	▲ 15
放課後児童支援員数1名	174 (11.1%)	149 (9.8%)	25
放課後児童支援員数2名	582 (37.2%)	576 (37.9%)	6
放課後児童支援員数3名	350 (22.3%)	334 (22.0%)	16
放課後児童支援員数4名	235 (15.0%)	248 (16.3%)	▲ 13
放課後児童支援員数5名以上	214 (13.7%)	185 (12.2%)	29
小計	1,566 (100.0%)	1,518 (100.0%)	48
合計	39,038	37,871	1,167

注1:本項目における「放課後児童支援員」は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第63号。以下「設備運営基準」といふ。)で定める設備運営基準における放課後児童支援員を指す。

注2:()内は各年、各人数規模の総数に対する割合である。放課後児童支援員数はボランティアを含めない。

注3:合計数(令和7年:39,038、令和6年:37,871)は特定の調査基準日(令和7年:5月16日(金)～17日(土)、令和6年:5月17日(金)～18日(土))の間に開所した全支援の単位数である。

24 支援の単位ごとの時間別の職員配置の状況

(1)平日

(支援の単位)

	令和7年	令和6年	増減
13:59以前			
配置職員数0名 (開所時間外)	14,513 (36.8%)	12,850 (33.7%)	1,663
配置職員数1名	2,605 (6.6%)	2,602 (6.8%)	3
配置職員数2名	10,615 (26.9%)	11,522 (30.2%)	▲ 907
配置職員数3名	6,909 (17.5%)	6,430 (16.9%)	479
配置職員数4名	2,871 (7.3%)	2,587 (6.8%)	284
配置職員数5名以上	1,911 (4.8%)	2,131 (5.6%)	▲ 220
14:00～18:30			
配置職員数0名 (開所時間外)	434 (1.1%)	347 (0.9%)	87
配置職員数1名	438 (1.1%)	351 (0.9%)	87
配置職員数2名	11,141 (28.3%)	11,626 (30.5%)	▲ 485
配置職員数3名	13,810 (35.0%)	12,954 (34.0%)	856
配置職員数4名	8,056 (20.4%)	7,287 (19.1%)	769
配置職員数5名以上	5,545 (14.1%)	5,557 (14.6%)	▲ 12
18:31以降			
配置職員数0名 (開所時間外)	19,144 (48.6%)	18,805 (49.3%)	339
配置職員数1名	2,481 (6.3%)	2,172 (5.7%)	309
配置職員数2名	12,304 (31.2%)	11,871 (31.1%)	433
配置職員数3名	3,582 (9.1%)	3,166 (8.3%)	416
配置職員数4名	1,182 (3.0%)	1,025 (2.7%)	157
配置職員数5名以上	731 (1.9%)	1,083 (2.8%)	▲ 352

注1:()内は全支援の単位数(令和7年:39,424、令和6年:38,122)に対する割合である。配置職員数は育成支援の周辺業務を行う職員及びボランティアを含めない。

注2:特定の調査基準日(令和7年:5月16日(金)、令和6年:5月17日(金))の状況を示すものである。

(2)土曜日

(支援の単位)

	令和 7 年	令和 6 年	増減
7:59以前			
配置職員数0名 (開所時間外)	32,737 (83.0%)	31,409 (82.4%)	1,328
配置職員数1名	1,195 (3.0%)	1,199 (3.1%)	▲ 4
配置職員数2名	4,709 (11.9%)	4,771 (12.5%)	▲ 62
配置職員数3名	584 (1.5%)	566 (1.5%)	18
配置職員数4名	139 (0.4%)	125 (0.3%)	14
配置職員数5名以上	60 (0.2%)	52 (0.1%)	8
8:00~18:30			
配置職員数0名 (開所時間外)	17,378 (44.1%)	16,216 (42.5%)	1,162
配置職員数1名	1,215 (3.1%)	1,225 (3.2%)	▲ 10
配置職員数2名	11,371 (28.8%)	11,768 (30.9%)	▲ 397
配置職員数3名	4,538 (11.5%)	4,354 (11.4%)	184
配置職員数4名	3,279 (8.3%)	2,954 (7.7%)	325
配置職員数5名以上	1,643 (4.2%)	1,605 (4.2%)	38
18:31以降			
配置職員数0名 (開所時間外)	32,248 (81.8%)	31,019 (81.4%)	1,229
配置職員数1名	887 (2.2%)	876 (2.3%)	11
配置職員数2名	5,394 (13.7%)	5,327 (14.0%)	67
配置職員数3名	669 (1.7%)	654 (1.7%)	15
配置職員数4名	124 (0.3%)	139 (0.4%)	▲ 15
配置職員数5名以上	102 (0.3%)	107 (0.3%)	▲ 5

注1:()内は全支援の単位数(令和7年:39,424、令和6年:38,122)に対する割合である。配置職員数は育成支援の周辺業務を行う職員及びボランティアを含めない。

注2:特定の調査基準日(令和7年:5月17日(土)、令和6年:5月18日(土))の状況を示すものである。

【参考】上記のうち放課後児童支援員の配置

(1)放課後児童支援員数の状況

①平日

(支援の単位)

	令和 7 年	令和 6 年	増減
13:59以前			
開所時間外	14,513 (36.8%)	12,850 (33.7%)	1,663
放課後児童支援員数0名	438 (1.1%)	507 (1.3%)	▲ 69
放課後児童支援員数1名	7,787 (19.8%)	8,260 (21.7%)	▲ 473
放課後児童支援員数2名	11,360 (28.8%)	11,365 (29.8%)	▲ 5
放課後児童支援員数3名	3,725 (9.4%)	3,692 (9.7%)	33
放課後児童支援員数4名	1,064 (2.7%)	1,007 (2.6%)	57
放課後児童支援員数5名以上	537 (1.4%)	441 (1.2%)	96
14:00~18:30			
開所時間外	434 (1.1%)	347 (0.9%)	87
放課後児童支援員数0名	412 (1.0%)	414 (1.1%)	▲ 2
放課後児童支援員数1名	9,533 (24.2%)	9,609 (25.2%)	▲ 76
放課後児童支援員数2名	17,058 (43.3%)	16,407 (43.0%)	651
放課後児童支援員数3名	7,957 (20.2%)	7,731 (20.3%)	226
放課後児童支援員数4名	2,801 (7.1%)	2,560 (6.7%)	241
放課後児童支援員数5名以上	1,229 (3.1%)	1,054 (2.8%)	175
18:31以降			
開所時間外	19,144 (48.6%)	18,805 (49.3%)	339
放課後児童支援員数0名	421 (1.1%)	383 (1.0%)	38
放課後児童支援員数1名	8,154 (20.7%)	7,878 (20.7%)	276
放課後児童支援員数2名	9,426 (23.9%)	8,878 (23.3%)	548
放課後児童支援員数3名	1,641 (4.2%)	1,616 (4.2%)	25
放課後児童支援員数4名	423 (1.1%)	361 (0.9%)	62
放課後児童支援員数5名以上	215 (0.5%)	201 (0.5%)	14

注1:()内は全支援の単位数(令和7年:39,424、令和6年:38,122)に対する割合である。放課後児童支援員数はボランティアを含めない。

注2:特定の調査基準日(令和7年:5月16日(金)、令和6年:5月17日(金))の状況を示すものである。

②土曜日

(支援の単位)

	令和 7 年	令和 6 年	増減
7:59以前			
開所時間外	32,737 (83.0%)	31,409 (82.4%)	1,328
放課後児童支援員数0名	226 (0.6%)	266 (0.7%)	▲ 40
放課後児童支援員数1名	3,099 (7.9%)	3,363 (8.8%)	▲ 264
放課後児童支援員数2名	3,062 (7.8%)	2,802 (7.4%)	260
放課後児童支援員数3名	237 (0.6%)	215 (0.6%)	22
放課後児童支援員数4名	46 (0.1%)	53 (0.1%)	▲ 7
放課後児童支援員数5名以上	17 (0.0%)	14 (0.0%)	3
8:00～18:30			
開所時間外	17,378 (44.1%)	16,216 (42.5%)	1,162
放課後児童支援員数0名	410 (1.0%)	328 (0.9%)	82
放課後児童支援員数1名	7,809 (19.8%)	8,110 (21.3%)	▲ 301
放課後児童支援員数2名	9,635 (24.4%)	9,633 (25.3%)	2
放課後児童支援員数3名	2,663 (6.8%)	2,521 (6.6%)	142
放課後児童支援員数4名	1,090 (2.8%)	955 (2.5%)	135
放課後児童支援員数5名以上	439 (1.1%)	359 (0.9%)	80
18:31以降			
開所時間外	32,248 (81.8%)	31,019 (81.4%)	1,229
放課後児童支援員数0名	134 (0.3%)	139 (0.4%)	▲ 5
放課後児童支援員数1名	4,123 (10.5%)	3,947 (10.4%)	176
放課後児童支援員数2名	2,660 (6.7%)	2,741 (7.2%)	▲ 81
放課後児童支援員数3名	184 (0.5%)	196 (0.5%)	▲ 12
放課後児童支援員数4名	40 (0.1%)	42 (0.1%)	▲ 2
放課後児童支援員数5名以上	35 (0.1%)	38 (0.1%)	▲ 3

注1:()内は全支援の単位数(令和7年:39,424、令和6年:38,122)に対する割合である。放課後児童支援員数はボランティアを含めない。

注2:特定の調査基準日(令和7年:5月17日(土)、令和6年:5月18日(土))の状況を示すものである。

(2)設備運営基準を満たす放課後児童支援員数の状況

①平日

(支援の単位)

	令和 7 年	令和 6 年	増減
13:59以前			
開所時間外	14,513 (36.8%)	12,850 (33.7%)	1,663
放課後児童支援員数0名	877 (2.2%)	869 (2.3%)	8
放課後児童支援員数1名	8,276 (21.0%)	8,620 (22.6%)	▲ 344
放課後児童支援員数2名	10,888 (27.6%)	11,018 (28.9%)	▲ 130
放課後児童支援員数3名	3,459 (8.8%)	3,463 (9.1%)	▲ 4
放課後児童支援員数4名	945 (2.4%)	900 (2.4%)	45
放課後児童支援員数5名以上	466 (1.2%)	402 (1.1%)	64
14:00～18:30			
開所時間外	434 (1.1%)	347 (0.9%)	87
放課後児童支援員数0名	929 (2.4%)	937 (2.5%)	▲ 8
放課後児童支援員数1名	10,434 (26.5%)	10,361 (27.2%)	73
放課後児童支援員数2名	16,768 (42.5%)	16,282 (42.7%)	486
放課後児童支援員数3名	7,435 (18.9%)	7,119 (18.7%)	316
放課後児童支援員数4名	2,412 (6.1%)	2,225 (5.8%)	187
放課後児童支援員数5名以上	1,012 (2.6%)	851 (2.2%)	161
18:31以降			
開所時間外	19,144 (48.6%)	18,805 (49.3%)	339
放課後児童支援員数0名	779 (2.0%)	754 (2.0%)	25
放課後児童支援員数1名	8,514 (21.6%)	8,113 (21.3%)	401
放課後児童支援員数2名	8,904 (22.6%)	8,532 (22.4%)	372
放課後児童支援員数3名	1,537 (3.9%)	1,453 (3.8%)	84
放課後児童支援員数4名	376 (1.0%)	311 (0.8%)	65
放課後児童支援員数5名以上	170 (0.4%)	154 (0.4%)	16

注1:本項目における「放課後児童支援員」は、設備運営基準における放課後児童支援員を指す。

注2:()内は全支援の単位数(令和7年:39,424、令和6年:38,122)に対する割合である。放課後児童支援員数はボランティアを含めない。

注3:特定の調査基準日(令和7年:5月16日(金)、令和6年:5月17日(金))の状況を示すものである。

②土曜日

(支援の単位)

	令和 7 年	令和 6 年	増減
7:59以前			
開所時間外	32,737 (83.0%)	31,409 (82.4%)	1,328
放課後児童支援員数0名	423 (1.1%)	431 (1.1%)	▲ 8
放課後児童支援員数1名	3,199 (8.1%)	3,399 (8.9%)	▲ 200
放課後児童支援員数2名	2,815 (7.1%)	2,632 (6.9%)	183
放課後児童支援員数3名	199 (0.5%)	199 (0.5%)	0
放課後児童支援員数4名	34 (0.1%)	39 (0.1%)	▲ 5
放課後児童支援員数5名以上	17 (0.0%)	13 (0.0%)	4
8:00～18:30			
開所時間外	17,378 (44.1%)	16,216 (42.5%)	1,162
放課後児童支援員数0名	866 (2.2%)	751 (2.0%)	115
放課後児童支援員数1名	8,227 (20.9%)	8,409 (22.1%)	▲ 182
放課後児童支援員数2名	9,259 (23.5%)	9,349 (24.5%)	▲ 90
放課後児童支援員数3名	2,450 (6.2%)	2,305 (6.0%)	145
放課後児童支援員数4名	902 (2.3%)	823 (2.2%)	79
放課後児童支援員数5名以上	342 (0.9%)	269 (0.7%)	73
18:31以降			
開所時間外	32,248 (81.8%)	31,019 (81.4%)	1,229
放課後児童支援員数0名	296 (0.8%)	290 (0.8%)	6
放課後児童支援員数1名	4,169 (10.6%)	3,957 (10.4%)	212
放課後児童支援員数2名	2,499 (6.3%)	2,630 (6.9%)	▲ 131
放課後児童支援員数3名	173 (0.4%)	186 (0.5%)	▲ 13
放課後児童支援員数4名	27 (0.1%)	27 (0.1%)	0
放課後児童支援員数5名以上	12 (0.0%)	13 (0.0%)	▲ 1

注1:本項目における「放課後児童支援員」は、設備運営基準における放課後児童支援員を指す。

注2:()内は全支援の単位数(令和7年:39,424、令和6年:38,122)に対する割合である。放課後児童支援員数はボランティアを含めない。

注3:特定の調査基準日(令和7年:5月17日(土)、令和6年:5月18日(土))の状況を示すものである。

25 登録児童数が20人未満のクラブにおける放課後児童支援員等の兼務の状況

(か所)

	令和 7 年	令和 6 年	増減
放課後児童支援員等が兼務しているクラブ	252 (12.6%)	246 (11.8%)	6

注:()内は登録児童数が20人未満の放課後児童クラブ数(令和7年:2,005、令和6年:2,083)に対する割合である。放課後児童支援員等は育成支援の周辺業務を行う職員及びボランティアを含めない。

26 放課後児童支援員の資格の状況

(人)

	令和 7 年	令和 6 年	増減
設備運営基準第10条第3項一号	26,902 (22.7%)	25,946 (23.1%)	956
設備運営基準第10条第3項二号	928 (0.8%)	910 (0.8%)	18
設備運営基準第10条第3項三号	42,989 (36.3%)	40,135 (35.7%)	2,854
設備運営基準第10条第3項四号	25,058 (21.1%)	24,588 (21.9%)	470
設備運営基準第10条第3項五号	2,352 (2.0%)	2,232 (2.0%)	120
設備運営基準第10条第3項六号	210 (0.2%)	168 (0.1%)	42
設備運営基準第10条第3項七号	129 (0.1%)	243 (0.2%)	▲ 114
設備運営基準第10条第3項八号	106 (0.1%)	82 (0.1%)	24
設備運営基準第10条第3項九号	15,372 (13.0%)	13,667 (12.2%)	1,705
設備運営基準第10条第3項十号	4,504 (3.8%)	4,226 (3.8%)	278
その他	12 (0.0%)	130 (0.1%)	▲ 118
計	118,562 (100.0%)	112,327 (100.0%)	6,235

注1:()内は各年の総数に対する割合である。数値はボランティアを含めず、常勤・常勤以外を区別しない。

注2:「その他」は、市町村が条例により、放課後児童支援員の資格要件として独自に定めるものを指す。

27 放課後児童支援員の配置状況

(支援の単位)

	令和 7 年	令和 6 年	増減
市町村が定める条例基準における放課後児童支援員を配置している	38,715 (99.2%)	37,527 (99.1%)	1,188
設備運営基準における放課後児童支援員を配置している	38,300 (98.1%)	37,109 (98.0%)	1,191

注:()内は特定の調査基準日(令和7年:5月16日(金)～17日(土)、令和6年:5月17日(金)～18日(土))の間に開所した全支援の単位数(令和7年:39,038、令和6年:37,871)に対する割合である。放課後児童支援員はボランティアを含めない。

28 放課後子供教室との連携の状況

(か所)

実施状況	令和 7 年	令和 6 年	増減
同一小学校区内で放課後子供教室を実施	13,126 (50.6%)	12,872 (50.2%)	254
うち放課後子供教室の活動プログラムに参加している(連携型)	8,749 (33.7%)	8,649 (33.7%)	100
うち同一小学校内等で実施(校内交流型)	6,595 (49.7%)	6,862 (52.2%)	▲ 267
うち同一小学校内で実施	5,486 (41.4%)	5,660 (43.1%)	▲ 174

注1:「放課後子供教室」とは、文部科学省の事業の一環として行われる放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業。

注2:「同一小学校区内で放課後子供教室を実施」、「うち放課後子供教室の活動プログラムに参加している」における()内は全クラブ数(令和7年:25,928、令和6年:25,635)に対する割合である。

注3:「同一小学校内で実施」とは、放課後児童クラブ、放課後子供教室どちらも小学校内で実施しているものを指す。

注4:「同一小学校内等で実施」、「同一小学校内で実施」における()内は、学校内で実施するクラブ数(令和7年:13,267、令和6年:13,139)に対する割合である。

29 学校施設の活用を求めた支援の単位数

(支援の単位)

	令和 7 年	令和 6 年	増減
新規開設にあたり所管部局が学校施設の活用を求めた支援の単位数	980 (2.5%)	-	-
うち学校内に整備された支援の単位数	657 (1.7%)	-	-

注:()内は全支援の単位数(令和7年:39,424)に対する割合である。

30 基準条例に基づく運営内容の点検・確認の状況

(市町村)

	令和 7 年	令和 6 年	増減
点検・確認有り	1,629 (99.8%)	1,621 (99.4%)	8

注:()内はクラブ実施市町村数(令和7年:1,633、令和6年:1,631)に対する割合である。

31 市町村における対象児童の範囲

(市町村)

	令和 7 年	令和 6 年	増減
小学校1年生まで	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0
小学校2年生まで	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0
小学校3年生まで	35 (2.1%)	37 (2.3%)	▲ 2
小学校4年生まで	29 (1.8%)	30 (1.8%)	▲ 1
小学校5年生まで	1 (0.1%)	3 (0.2%)	▲ 2
小学校6年生まで	1,568 (96.0%)	1,561 (95.7%)	7
計	1,633 (100.0%)	1,631 (100.0%)	2

注1:()内はクラブ実施市町村数(令和7年:1,633、令和6年:1,631)に対する割合である。

注2:「対象児童の範囲」は、条例や要綱等において市町村が定めているものである。

32 対象としていない児童への対応

(市町村)

	令和 7 年	令和 6 年	増減
放課後子供教室により対応している	20 (30.8%)	21 (30.0%)	▲ 1
自治体独自の放課後児童対策により対応している	2 (3.1%)	3 (4.3%)	▲ 1
児童館により対応している	12 (18.5%)	13 (18.6%)	▲ 1
その他	18 (27.7%)	21 (30.0%)	▲ 3
特に対応していない	13 (20.0%)	12 (17.1%)	1
計	65 (100.0%)	70 (100.0%)	▲ 5

注:()内は対象児童の範囲が「小学校6年生まで」以外と回答した市町村数(令和7年:65、令和6年:70)に対する割合である。

33 放課後児童クラブの情報提供の状況

(市町村)

	令和 7 年	令和 6 年	増減
放課後児童クラブの情報提供あり	1,568 (96.0%)	1,563 (95.8%)	5

注1:()内はクラブ実施市町村数(令和7年:1,633、令和6年:1,631)に対する割合である。

注2:「情報提供」とは、市町村がホームページ等において、放課後児童クラブの基礎情報(施設名や所在地)を公開することを指す。

34 児童福祉法34条の8の3に規定する検査等の状況

(市町村)

	令和 7 年	令和 6 年	増減
児童福祉法34条の8の3に規定する検査等の実施あり	927 (56.8%)	900 (55.2%)	27

注:()内はクラブ実施市町村数(令和7年:1,633、令和6年:1,631)に対する割合である。

35 利用手続き(利用申込み・利用決定)の状況

(市町村)

利用申込み	令和 7 年	令和 6 年	増減
市町村のみで利用申込みの受付を行っている	510 (31.2%)	513 (31.5%)	▲ 3
クラブのみで利用申込みの受付を行っている	525 (32.1%)	529 (32.4%)	▲ 4
市町村もクラブも利用申込みの受付を行っている	598 (36.6%)	589 (36.1%)	9
計	1,633 (100.0%)	1,631 (100.0%)	2

注:()内はクラブ実施市町村数(令和7年:1,633、令和6年:1,631)に対する割合である。

利用申込みのオンライン化	令和 7 年	令和 6 年	増減
利用手続きの一部(もしくは全部)をオンライン化している	315 (19.3%)	233 (14.3%)	82

注:()内はクラブ実施市町村数(令和7年:1,633、令和6年:1,631)に対する割合である。

利用決定	令和 7 年	令和 6 年	増減
市町村のみで利用決定を行っている	985 (60.3%)	990 (60.7%)	▲ 5
クラブのみで利用決定を行っている	414 (25.4%)	402 (24.6%)	12
市町村もクラブも利用決定を行っている	234 (14.3%)	239 (14.7%)	▲ 5
計	1,633 (100.0%)	1,631 (100.0%)	2

注:()内はクラブ実施市町村数(令和7年:1,633、令和6年:1,631)に対する割合である。

36 利用に係る優先的な取扱いの状況

(市町村)

	令和 7 年	令和 6 年	増減
利用に係る優先的な取扱いを行っている	833 (51.0%)	833 (51.1%)	0

注:()内はクラブ実施市町村数(令和7年:1,633、令和6年:1,631)に対する割合である。

(市町村)

利用に係る優先的な取扱いの対象 (複数回答)	令和 7 年		令和 6 年		増減
ひとり親家庭	659 (40.4%)	[79.1%]	669 (41.0%)	[80.3%]	▲ 10
生活保護世帯	360 (22.0%)	[43.2%]	360 (22.1%)	[43.2%]	0
主として生計を維持する者の失業により 就労の必要性が高い場合	163 (10.0%)	[19.6%]	164 (10.1%)	[19.7%]	▲ 1
虐待又はDVの恐れがあることに該当する 場合など、社会的養護が必要な場合	460 (28.2%)	[55.2%]	455 (27.9%)	[54.6%]	5
児童が障害を有する場合	394 (24.1%)	[47.3%]	393 (24.1%)	[47.2%]	1
低学年の児童など、発達の程度の観点 から配慮が必要と考えられる児童	672 (41.2%)	[80.7%]	666 (40.8%)	[80.0%]	6
保護者が育児休業を終了した場合	134 (8.2%)	[16.1%]	141 (8.6%)	[16.9%]	▲ 7
兄弟姉妹について同一の放課後児童ク ラブの利用を希望する場合	247 (15.1%)	[29.7%]	250 (15.3%)	[30.0%]	▲ 3
その他市町村が定める事由	236 (14.5%)	[28.3%]	231 (14.2%)	[27.7%]	5

注:()内はクラブ実施市町村数(令和7年:1,633、令和6年:1,631)に対する割合、[]内は利用に係る優先的な取扱いを行っている市町村数(令和7年:833、令和6年:833)に対する割合である。

37 放課後児童クラブにおける利用料の徴収等の状況

(か所)

	令和 7 年	令和 6 年	増減
利用料の徴収を行っている	25,296 (97.6%)	25,054 (97.7%)	242
利用料の減免を行っている	22,574 [89.2%]	22,131 [88.3%]	443

注1:()内は全クラブ数(令和7年:25,928、令和6年:25,635)に対する割合である。

注2:[]内は利用料の徴収を行っているクラブ数(令和7年:25,296、令和6年:25,054)に対する割合である。

注3:おやつ代等の実費徴収のみ行うクラブを含む。

38 放課後児童クラブにおける月額利用料

(か所)

利用料の月額	令和 7 年		令和 6 年		増減
2,000円未満	292 (1.2%)		305 (1.2%)		▲ 13
2,000～4,000円未満	4,381 (17.3%)		4,139 (16.5%)		▲ 242
4,000～6,000円未満	6,615 (26.2%)		6,956 (27.8%)		▲ 341
6,000～8,000円未満	5,048 (20.0%)		4,863 (19.4%)		▲ 185
8,000～10,000円未満	4,054 (16.0%)		4,127 (16.5%)		▲ 73
10,000～12,000円未満	2,136 (8.4%)		2,048 (8.2%)		▲ 88
12,000～14,000円未満	965 (3.8%)		927 (3.7%)		▲ 38
14,000～16,000円未満	542 (2.1%)		487 (1.9%)		▲ 55
16,000～18,000円未満	213 (0.8%)		216 (0.9%)		▲ 3
18,000～20,000円未満	163 (0.6%)		156 (0.6%)		▲ 7
20,000円以上	382 (1.5%)		357 (1.4%)		▲ 25
おやつ代等のみ徴収	505 (2.0%)		473 (1.9%)		▲ 32
計	25,296 (100.0%)		25,054 (100.0%)		▲ 242

注:()内は利用料の徴収を行っているクラブ数(令和7年:25,296、令和6年:25,054)に対する割合である。

(か所)

平均月額実費徴収金	令和 7 年	令和 6 年	増減
実費徴収なし	9,367 (36.1%)	9,240 (36.0%)	127
500円未満	366 (1.4%)	418 (1.6%)	▲ 52
500～1,000円未満	1,190 (4.6%)	1,185 (4.6%)	5
1,000～1,500円未満	2,914 (11.2%)	2,981 (11.6%)	▲ 67
1,500～2,000円未満	4,684 (18.1%)	4,593 (17.9%)	91
2,000～2,500円未満	5,055 (19.5%)	4,889 (19.1%)	166
2,500～3,000円未満	1,113 (4.3%)	1,008 (3.9%)	105
3,000～3,500円未満	627 (2.4%)	713 (2.8%)	▲ 86
3,500円以上	612 (2.4%)	608 (2.4%)	4
計	25,928 (100.0%)	25,635 (100.0%)	293

注:()内は全クラブ数(令和7年:25,928、令和6年:25,635)に対する割合である。

39 放課後児童クラブにおける利用料の減免等の状況

(1) 利用料減免の対象

(か所)

利用料減免の対象 (複数回答)	令和 7 年	令和 6 年	増減
生活保護受給世帯	17,244 (66.5%) [76.4%]	16,774 (65.4%) [75.8%]	470
市町村民税非課税世帯	10,924 (42.1%) [48.4%]	10,274 (40.1%) [46.4%]	650
所得税非課税・市町村民税非課税世帯	2,992 (11.5%) [13.3%]	3,010 (11.7%) [13.6%]	▲ 18
就学援助受給世帯	7,420 (28.6%) [32.9%]	7,171 (28.0%) [32.4%]	249
ひとり親世帯	7,413 (28.6%) [32.8%]	7,205 (28.1%) [32.6%]	208
兄弟姉妹利用世帯	14,813 (57.1%) [65.6%]	14,360 (56.0%) [64.9%]	453
その他市町村が定める場合	9,704 (37.4%) [43.0%]	9,609 (37.5%) [43.4%]	95
その他クラブが定める場合	1,261 (4.9%) [5.6%]	1,197 (4.7%) [5.4%]	64

注:()内は全クラブ数(令和7年:25,928、令和6年:25,635)に対する割合、

[]内は利用料の減免を行っているクラブ数(令和7年:22,574、令和6年:22,131)に対する割合である。

(2) 利用料減免の方法

(か所)

利用料減免の方法 (複数回答)	令和 7 年	令和 6 年	増減
生活保護受給世帯			
利用料の免除	13,533 (52.2%) [59.9%]	13,201 (51.5%) [59.6%]	332
利用料の半額のみ徴収	613 (2.4%) [2.7%]	643 (2.5%) [2.9%]	▲ 30
所得に応じて複数段階で減額	38 (0.1%) [0.2%]	60 (0.2%) [0.3%]	▲ 22
その他	3,116 (12.0%) [13.8%]	2,964 (11.6%) [13.4%]	152
市民税非課税世帯			
利用料の免除	5,580 (21.5%) [24.7%]	5,188 (20.2%) [23.4%]	392
利用料の半額のみ徴収	2,087 (8.0%) [9.2%]	2,004 (7.8%) [9.1%]	83
所得に応じて複数段階で減額	311 (1.2%) [1.4%]	316 (1.2%) [1.4%]	▲ 5
その他	3,191 (12.3%) [14.1%]	3,073 (12.0%) [13.9%]	118
所得税非課税・市町村民税非課税世帯			
利用料の免除	1,098 (4.2%) [4.9%]	1,088 (4.2%) [4.9%]	10
利用料の半額のみ徴収	559 (2.2%) [2.5%]	579 (2.3%) [2.6%]	▲ 20
所得に応じて複数段階で減額	328 (1.3%) [1.5%]	416 (1.6%) [1.9%]	▲ 88
その他	1,167 (4.5%) [5.2%]	1,132 (4.4%) [5.1%]	35
就学援助受給世帯			
利用料の免除	2,710 (10.5%) [12.0%]	2,724 (10.6%) [12.3%]	▲ 14
利用料の半額のみ徴収	2,395 (9.2%) [10.6%]	2,175 (8.5%) [9.8%]	220
所得に応じて複数段階で減額	25 (0.1%) [0.1%]	32 (0.1%) [0.1%]	▲ 7
その他	2,311 (8.9%) [10.2%]	2,282 (8.9%) [10.3%]	29
ひとり親世帯			
利用料の免除	313 (1.2%) [1.4%]	312 (1.2%) [1.4%]	1
利用料の半額のみ徴収	2,142 (8.3%) [9.5%]	2,104 (8.2%) [9.5%]	38
所得に応じて複数段階で減額	312 (1.2%) [1.4%]	304 (1.2%) [1.4%]	8
その他	4,768 (18.4%) [21.1%]	4,617 (18.0%) [20.9%]	151
兄弟姉妹利用世帯			
利用料の免除	491 (1.9%) [2.2%]	473 (1.8%) [2.1%]	18
利用料の半額のみ徴収	5,818 (22.4%) [25.8%]	5,540 (21.6%) [25.0%]	278
所得に応じて複数段階で減額	80 (0.3%) [0.4%]	139 (0.5%) [0.6%]	▲ 59
その他	9,005 (34.7%) [39.9%]	8,766 (34.2%) [39.6%]	239

その他市町村が定める場合							
利用料の免除	3,645	(14.1%)	[16.1%]	3,568	(13.9%)	[16.1%]	77
利用料の半額のみ徴収	1,764	(6.8%)	[7.8%]	1,704	(6.6%)	[7.7%]	60
所得に応じて複数段階で減額	561	(2.2%)	[2.5%]	531	(2.1%)	[2.4%]	30
その他	4,324	(16.7%)	[19.2%]	4,398	(17.2%)	[19.9%]	▲ 74
その他クラブが定める場合							
利用料の免除	41	(0.2%)	[0.2%]	57	(0.2%)	[0.3%]	▲ 16
利用料の半額のみ徴収	212	(0.8%)	[0.9%]	187	(0.7%)	[0.8%]	25
所得に応じて複数段階で減額	14	(0.1%)	[0.1%]	6	(0.0%)	[0.0%]	8
その他	1,009	(3.9%)	[4.5%]	977	(3.8%)	[4.4%]	32

注:()内は全クラブ数(令和7年:25,928、令和6年:25,635)に対する割合。

[]内は利用料の減免を行っているクラブ数(令和7年:22,574、令和6年:22,131)に対する割合である。

40 指定管理者制度による実施の状況

(か所)

	令和 7 年	令和 6 年	増減
実施している	3,692 (27.3%)	3,770 (28.8%)	▲ 78

注:()内は公立民営クラブ数(令和7年:13,543、令和6年:13,076)に対する割合である。

41 おやつ提供の状況

(か所)

	令和 7 年	令和 6 年	増減
おやつ提供有り	23,251 (89.7%)	22,972 (89.6%)	279

注:()内は全クラブ数(令和7年:25,928、令和6年:25,635)に対する割合である。

42 長期休暇期間における昼食提供の状況

(か所)

	令和 7 年	令和 6 年	増減
昼食提供有り	13,517 (52.1%)	11,026 (43.0%)	2,491

注:()内は全クラブ数(令和7年:25,928、令和6年:25,635)に対する割合である。

(か所)

提供方法	令和 7 年	令和 6 年	増減
事業所内部での調理	1,898 (14.0%)	1,753 (15.9%)	145
事業所による手配	6,844 (50.6%)	5,420 (49.2%)	1,424
保護者会等による手配	730 (5.4%)	535 (4.9%)	195
その他	4,045 (29.9%)	3,318 (30.1%)	727
計	13,517 (100.0%)	11,026 (100.0%)	2,491

注:()内は昼食提供を行っているクラブ数(令和7年:13,517、令和6年:11,026)に対する割合である。

43 育成支援の記録の状況

(か所)

	令和 7 年	令和 6 年	増減
育成支援の内容を記録している	23,060 (88.9%)	22,492 (87.7%)	568

注:()内は全クラブ数(令和7年:25,928、令和6年:25,635)に対する割合である。

44 利用の開始等の情報提供の状況

(か所)

	令和 7 年	令和 6 年	増減
利用の開始等に関する情報提供を実施している	25,686 (99.1%)	25,409 (99.1%)	277
保護者及び地域社会に対する情報提供を実施している	24,958 (96.3%)	24,515 (95.6%)	443

注:()内は全クラブ数(令和7年:25,928、令和6年:25,635)に対する割合である。

45 運営規程の状況

(か所)

	令和 7 年	令和 6 年	増減
運営規程を定めている	25,290 (97.5%)	24,990 (97.5%)	300

注:()内は全クラブ数(令和7年:25,928、令和6年:25,635)に対する割合である。

(か所)

運営規程に定めている事項	令和 7 年		令和 6 年		増減
事業の目的及び運営の方針	25,241	(97.4%) [99.8%]	24,932	(97.3%) [99.8%]	309
職員の職種、員数及び職務の内容	24,948	(96.2%) [98.6%]	24,631	(96.1%) [98.6%]	317
開所している日及び時間	25,204	(97.2%) [99.7%]	24,896	(97.1%) [99.6%]	308
支援の内容及び該当支援の提供につき 利用者の保護者が支払うべき額	25,097	(96.8%) [99.2%]	24,785	(96.7%) [99.2%]	312
利用定員	24,153	(93.2%) [95.5%]	23,921	(93.3%) [95.7%]	232
通常の事業の実施地域	24,675	(95.2%) [97.6%]	24,360	(95.0%) [97.5%]	315
事業の利用に当たっての留意事項	24,902	(96.0%) [98.5%]	24,599	(96.0%) [98.4%]	303
緊急時等における対応方法	24,853	(95.9%) [98.3%]	24,545	(95.7%) [98.2%]	308
非常災害対策	24,718	(95.3%) [97.7%]	24,345	(95.0%) [97.4%]	373
虐待の防止のための措置に関する事項	23,785	(91.7%) [94.0%]	23,285	(90.8%) [93.2%]	500
その他事業の運営に関する重要事項	10,128	(39.1%) [40.0%]	9,988	(39.0%) [40.0%]	140

注:()内は全クラブ数(令和7年:25,928、令和6年:25,635)に対する割合、

[]内は運営規程を定めているクラブ数(令和7年:25,290、令和6年:24,990)に対する割合である。

46 放課後児童クラブ内における虐待等の発生件数

(件)

	令和 7 年	令和 6 年	増減
設備運営基準第12条に規定する虐待 等の発生件数	6	13	▲ 7

注1:令和7年は令和6年4月1日～令和7年3月31日、令和6年は令和5年4月1日～令和6年3月31日の件数である。

注2:放課後児童クラブにおいて発生したものに限り。

47 職員、財産、収支及び利用者の処遇状況を明らかにする帳簿の整備状況

(か所)

	令和 7 年	令和 6 年	増減
帳簿を整備している	25,621 (98.8%)	25,289 (98.7%)	332

注:()内は全クラブ数(令和7年:25,928、令和6年:25,635)に対する割合である。

48 適正な会計管理及び情報公開の状況

(か所)

	令和 7 年	令和 6 年	増減
定期的な検査や決算報告を行っている	25,404 (98.0%)	25,045 (97.7%)	359
保護者や地域社会に対して情報公開を 行っている	21,016 (81.1%)	20,761 (81.0%)	255

注:()内は全クラブ数(令和7年:25,928、令和6年:25,635)に対する割合である。

49 学校との連携状況

(か所)

	令和 7 年	令和 6 年	増減
学校との情報交換を 行っている	25,632 (98.9%)	25,307 (98.7%)	325
遊びと生活の場を広げるために学校施 設を利用できるよう学校との連携を図っ ている	19,935 (76.9%)	19,951 (77.8%)	▲ 16

注:()内は全クラブ数(令和7年:25,928、令和6年:25,635)に対する割合である。

50 保育所、認定こども園、幼稚園等との連携状況

(か所)

	令和 7 年	令和 6 年	増減
保育所、認定こども園、幼稚園等との連携を図っている	16,482 (63.6%)	15,998 (62.4%)	484

注:()内は全クラブ数(令和7年:25,928、令和6年:25,635)に対する割合である。

51 地域、関係機関との連携状況

(か所)

	令和 7 年	令和 6 年	増減
地域組織や関係機関等との情報交換、相互交流を実施している	20,079 (77.4%)	19,631 (76.6%)	448
地域住民と連携したこどもの安全を確保する取組を実施している	16,645 (64.2%)	16,431 (64.1%)	214
医療・保健・福祉等機関と連携している	19,486 (75.2%)	19,038 (74.3%)	448

注:()内は全クラブ数(令和7年:25,928、令和6年:25,635)に対する割合である。

52 衛生管理・安全対策の状況

(か所)

	令和 7 年	令和 6 年	増減	
衛生管理・感染症対応を行っている	25,587 (98.7%)	25,290 (98.7%)	297	
事故・ケガ防止と対応	安全性についての点検を行っている	25,779 (99.4%)	25,418 (99.2%)	361
	マニュアルを作成し、適切な処置を行っている	25,380 (97.9%)	24,926 (97.2%)	454
	損害賠償保険に加入している	25,058 (96.6%)	24,629 (96.1%)	429
	傷害保険に加入している	25,672 (99.0%)	25,335 (98.8%)	337
防災・防犯対策	計画・マニュアル作成を行っている	25,372 (97.9%)	24,910 (97.2%)	462
	定期的な避難訓練を行っている	25,266 (97.4%)	24,589 (95.9%)	677
	緊急時の連絡体制を整備している	25,450 (98.2%)	25,098 (97.9%)	352
来所・帰宅時の安全確保を行っている	23,940 (92.3%)	23,518 (91.7%)	422	
業務継続計画を策定している	16,719 (64.5%)	15,327 (59.8%)	1,392	

注:()内は全クラブ数(令和7年:25,928、令和6年:25,635)に対する割合である。

53 職場倫理に関する事項の明文化の状況

(か所)

	令和 7 年	令和 6 年	増減
すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる	24,250 (93.5%)	23,943 (93.4%)	307

注:()内は全クラブ数(令和7年:25,928、令和6年:25,635)に対する割合である。

54 要望・苦情への対応状況

(か所)

	令和 7 年	令和 6 年	増減
要望・苦情受付窓口を設置し、周知を図っている	24,645 (95.1%)	24,344 (95.0%)	301
苦情解決体制を整備し、迅速かつ適切な対応を図っている	24,186 (93.3%)	23,811 (92.9%)	375

注:()内は全クラブ数(令和7年:25,928、令和6年:25,635)に対する割合である。

55 研修受講機会の提供状況

(か所)

	令和 7 年	令和 6 年	増減
資質向上のための研修を実施している	25,386 (97.9%)	25,072 (97.8%)	314
職場内での教育訓練(OJT)を実施している	21,655 (83.5%)	21,174 (82.6%)	481
障害児受入のための研修を実施している	22,764 (87.8%)	22,455 (87.6%)	309

注:()内は全クラブ数(令和7年:25,928、令和6年:25,635)に対する割合である。

(か所)

職員1人あたりの研修受講回数	令和 7 年	令和 6 年	増減
1回未満	1,473 (5.7%)	1,746 (6.8%)	▲ 273
1回以上5回未満	14,490 (55.9%)	14,424 (56.3%)	66
5回以上10回未満	4,982 (19.2%)	5,022 (19.6%)	▲ 40
10回以上	4,983 (19.2%)	4,443 (17.3%)	540
計	25,928 (100.0%)	25,635 (100.0%)	293

注1:()内は全クラブ数(令和7年:25,928、令和6年:25,635)に対する割合である。

注2:「研修」は、放課後児童支援員に係る都道府県等認定資格研修を除く。

(か所)

職員1人あたりの研修受講日数	令和 7 年	令和 6 年	増減
1日未満	1,468 (5.7%)	1,750 (6.8%)	▲ 282
1日以上5日未満	14,144 (54.6%)	13,960 (54.5%)	184
5日以上10日未満	5,094 (19.6%)	5,389 (21.0%)	▲ 295
10日以上	5,222 (20.1%)	4,536 (17.7%)	686
計	25,928 (100.0%)	25,635 (100.0%)	293

注1:()内は全クラブ数(令和7年:25,928、令和6年:25,635)に対する割合である。

注2:「研修」は、放課後児童支援員に係る都道府県等認定資格研修を除く。

56 運営内容の定期的な自己評価の実施状況

(か所)

	令和 7 年	令和 6 年	増減
自己評価の実施有り	15,595 (60.1%)	15,124 (59.0%)	471
評価を行う際に、こどもや保護者の意見を取り入れている	14,393 (55.5%)	13,794 (53.8%)	599

注:()内は全クラブ数(令和7年:25,928、令和6年:25,635)に対する割合である。

57 運営内容の第三者評価の実施状況

(か所)

	令和 7 年		令和 6 年		増減
第三者評価の実施有り	3,710 (14.3%)		3,737 (14.6%)		▲ 27
第三者評価の結果を公表している	2,767 (10.7%)	[74.6%]	2,711 (10.6%)	[72.5%]	56
実施要綱別添11「放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業」の補助対象となる第三者評価機関による評価を受審している	1,058 (4.1%)	[28.5%]	810 (3.2%)	[21.7%]	248

注:()内は全クラブ数(令和7年:25,928、令和6年:25,635)に対する割合、

[]内は第三者評価を実施しているクラブ数(令和7年:3,710、令和6年:3,737)に対する割合である。

58 業務支援ICTの導入状況

(か所)

	令和 7 年	令和 6 年	増減
導入している	13,339 (51.4%)	-	-
導入していない	11,321 (43.7%)	-	-
その他	1,268 (4.9%)	-	-

注:()内は全クラブ数(令和7年:25,928)に対する割合である。

放課後児童クラブ数及び登録児童数（都道府県・指定都市・中核市別）

（単位：か所、人）

No.	都道府県名	クラブ数	登録児童数
1	北海道	601	30,283
2	青森県	184	12,500
3	岩手県	292	13,565
4	宮城県	278	17,478
5	秋田県	178	9,494
6	山形県	242	13,287
7	福島県	240	15,439
8	茨城県	578	42,011
9	栃木県	540	23,529
10	群馬県	392	19,316
11	埼玉県	1,044	57,658
12	千葉県	807	51,631
13	東京都	1,999	140,589
14	神奈川県	489	27,250
15	新潟県	346	17,956
16	富山県	173	7,329
17	石川県	241	11,082
18	福井県	167	8,390
19	山梨県	170	10,371
20	長野県	288	19,783
21	岐阜県	287	15,711
22	静岡県	511	24,087
23	愛知県	700	43,774
24	三重県	442	20,728
25	滋賀県	281	17,950
26	京都府	233	16,651
27	大阪府	355	32,066
28	兵庫県	513	26,611
29	奈良県	217	14,430
30	和歌山県	145	6,361
31	鳥取県	125	5,698
32	島根県	178	6,670
33	岡山県	220	10,160
34	広島県	277	14,218
35	山口県	265	14,790
36	徳島県	153	8,213
37	香川県	138	8,817
38	愛媛県	179	9,492
39	高知県	101	3,618
40	福岡県	446	33,220
41	佐賀県	288	12,496
42	長崎県	253	10,876
43	熊本県	338	14,677
44	大分県	237	9,783
45	宮崎県	240	9,485
46	鹿児島県	444	18,048
47	沖縄県	513	21,552
都道府県合計		17,328	979,123

No.	指定都市名	クラブ数	登録児童数
48	札幌市	248	26,730
49	仙台市	244	16,843
50	さいたま市	337	14,116
51	千葉市	205	14,892
52	横浜市	571	48,691
53	川崎市	141	18,829
54	相模原市	126	7,630
55	新潟市	185	13,378
56	静岡市	98	6,196
57	浜松市	180	7,890
58	名古屋市	230	9,956
59	京都市	223	17,602
60	大阪市	186	6,261
61	堺市	93	9,196
62	神戸市	253	19,623
63	岡山市	106	10,373
64	広島市	226	13,733
65	北九州市	130	13,398
66	福岡市	149	21,109
67	熊本市	95	8,082
指定都市合計		4,026	304,528

No.	中核市名	クラブ数	登録児童数
68	函館市	70	3,002
69	旭川市	99	3,576
70	青森市	50	3,551
71	八戸市	52	2,168
72	盛岡市	70	2,877
73	秋田市	61	2,532
74	山形市	86	4,054
75	福島市	84	3,899
76	郡山市	78	4,963
77	いわき市	89	3,798
78	水戸市	56	5,847
79	宇都宮市	70	7,341
80	前橋市	85	5,587
81	高崎市	105	4,551
82	川越市	36	3,922
83	川口市	52	6,277
84	越谷市	61	3,711
85	船橋市	103	5,880
86	柏市	45	4,931
87	八王子市	91	6,656
88	横須賀市	83	2,866
89	富山市	135	6,929
90	金沢市	111	5,933
91	福井市	85	3,527
92	甲府市	39	1,875
93	長野市	82	9,190
94	松本市	40	3,943
95	岐阜市	46	4,041
96	豊橋市	105	3,979
97	岡崎市	55	3,540
98	一宮市	60	3,592
99	豊田市	75	4,685
100	大津市	76	4,826
101	豊中市	38	5,364
102	吹田市	35	5,926
103	高槻市	81	4,237
104	枚方市	44	4,445
105	八尾市	32	4,189
106	寝屋川市	23	2,354
107	東大阪市	57	4,663
108	姫路市	129	4,736
109	尼崎市	82	3,447
110	明石市	28	4,483
111	西宮市	122	5,056
112	奈良市	47	4,817
113	和歌山市	103	3,887
114	鳥取市	78	3,288
115	松江市	85	3,369
116	倉敷市	65	6,512
117	呉市	41	2,789
118	福山市	72	6,850
119	下関市	38	2,511
120	高松市	90	5,460
121	松山市	58	6,673
122	高知市	88	3,992
123	久留米市	48	4,263
124	長崎市	96	6,993
125	佐世保市	74	2,708
126	大分市	71	5,952
127	宮崎市	63	4,884
128	鹿児島市	231	9,317
129	那覇市	120	5,780
中核市合計		4,574	286,994
総合計		25,928	1,570,645

放課後児童クラブ数（都道府県・指定都市・中核市別 対前年入り）

（単位：か所）

No.	都道府県名	令和7年	令和6年	増減
1	北海道	601	609	△ 8
2	青森県	184	176	8
3	岩手県	292	288	4
4	宮城県	278	280	△ 2
5	秋田県	178	187	△ 9
6	山形県	242	241	1
7	福島県	240	240	0
8	茨城県	578	582	△ 4
9	栃木県	540	537	3
10	群馬県	392	391	1
11	埼玉県	1,044	1,025	19
12	千葉県	807	798	9
13	東京都	1,999	1,891	108
14	神奈川県	489	480	9
15	新潟県	346	347	△ 1
16	富山県	173	168	5
17	石川県	241	237	4
18	福井県	167	170	△ 3
19	山梨県	170	197	△ 27
20	長野県	288	293	△ 5
21	岐阜県	287	286	1
22	静岡県	511	501	10
23	愛知県	700	689	11
24	三重県	442	436	6
25	滋賀県	281	273	8
26	京都府	233	225	8
27	大阪府	355	349	6
28	兵庫県	513	514	△ 1
29	奈良県	217	214	3
30	和歌山県	145	147	△ 2
31	鳥取県	125	125	0
32	島根県	178	179	△ 1
33	岡山県	220	226	△ 6
34	広島県	277	281	△ 4
35	山口県	265	264	1
36	徳島県	153	154	△ 1
37	香川県	138	137	1
38	愛媛県	179	178	1
39	高知県	101	98	3
40	福岡県	446	458	△ 12
41	佐賀県	288	275	13
42	長崎県	253	248	5
43	熊本県	338	331	7
44	大分県	237	239	△ 2
45	宮崎県	240	238	2
46	鹿児島県	444	442	2
47	沖縄県	513	505	8
都道府県合計		17,328	17,149	179

No.	指定都市名	令和7年	令和6年	増減
48	札幌市	248	248	0
49	仙台市	244	246	△ 2
50	さいたま市	337	328	9
51	千葉市	205	197	8
52	横浜市	571	574	△ 3
53	川崎市	141	141	0
54	相模原市	126	127	△ 1
55	新潟市	185	184	1
56	静岡市	98	94	4
57	浜松市	180	167	13
58	名古屋市	230	230	0
59	京都市	223	220	3
60	大阪市	186	185	1
61	堺市	93	93	0
62	神戸市	253	251	2
63	岡山市	106	95	11
64	広島市	226	221	5
65	北九州市	130	131	△ 1
66	福岡市	149	149	0
67	熊本市	95	95	0
指定都市合計		4,026	3,976	50

No.	中核市名	令和7年	令和6年	増減
68	函館市	70	69	1
69	旭川市	99	97	2
70	青森市	50	50	0
71	八戸市	52	51	1
72	盛岡市	70	71	△ 1
73	秋田市	61	56	5
74	山形市	86	82	4
75	福島市	84	83	1
76	郡山市	78	81	△ 3
77	いわき市	89	87	2
78	水戸市	56	56	0
79	宇都宮市	70	71	△ 1
80	前橋市	85	85	0
81	高崎市	105	103	2
82	川越市	36	36	0
83	川口市	52	56	△ 4
84	越谷市	61	56	5
85	船橋市	103	104	△ 1
86	柏市	45	46	△ 1
87	八王子市	91	90	1
88	横須賀市	83	79	4
89	富山市	135	132	3
90	金沢市	111	109	2
91	福井市	85	84	1
92	甲府市	39	37	2
93	長野市	82	84	△ 2
94	松本市	40	40	0
95	岐阜市	46	46	0
96	豊橋市	105	99	6
97	岡崎市	55	55	0
98	一宮市	60	60	0
99	豊田市	75	73	2
100	大津市	76	73	3
101	豊中市	38	38	0
102	吹田市	35	36	△ 1
103	高槻市	81	73	8
104	枚方市	44	44	0
105	八尾市	32	32	0
106	寝屋川市	23	23	0
107	東大阪市	57	57	0
108	姫路市	129	124	5
109	尼崎市	82	85	△ 3
110	明石市	28	28	0
111	西宮市	122	119	3
112	奈良市	47	47	0
113	和歌山市	103	104	△ 1
114	鳥取市	78	78	0
115	松江市	85	85	0
116	倉敷市	65	64	1
117	呉市	41	42	△ 1
118	福山市	72	72	0
119	下関市	38	38	0
120	高松市	90	84	6
121	松山市	58	57	1
122	高知市	88	88	0
123	久留米市	48	48	0
124	長崎市	96	95	1
125	佐世保市	74	73	1
126	大分市	71	71	0
127	宮崎市	63	63	0
128	鹿児島市	231	221	10
129	那覇市	120	120	0
中核市合計		4,574	4,510	64
総合計		25,928	25,635	293

放課後児童クラブ登録児童数（都道府県・指定都市・中核市別 対前年入り）

（単位：人）

No.	都道府県名	令和7年	令和6年	増減
1	北海道	30,283	29,779	504
2	青森県	12,500	11,784	716
3	岩手県	13,565	13,402	163
4	宮城県	17,478	17,014	464
5	秋田県	9,494	9,618	△ 124
6	山形県	13,287	13,061	226
7	福島県	15,439	15,296	143
8	茨城県	42,011	41,757	254
9	栃木県	23,529	23,159	370
10	群馬県	19,316	18,735	581
11	埼玉県	57,658	55,995	1,663
12	千葉県	51,631	49,540	2,091
13	東京都	140,589	131,093	9,496
14	神奈川県	27,250	26,556	694
15	新潟県	17,956	18,071	△ 115
16	富山県	7,329	7,056	273
17	石川県	11,082	11,037	45
18	福井県	8,390	7,786	604
19	山梨県	10,371	10,184	187
20	長野県	19,783	19,039	744
21	岐阜県	15,711	15,219	492
22	静岡県	24,087	23,582	505
23	愛知県	43,774	42,131	1,643
24	三重県	20,728	20,162	566
25	滋賀県	17,950	17,086	864
26	京都府	16,651	16,040	611
27	大阪府	32,066	31,300	766
28	兵庫県	26,611	25,839	772
29	奈良県	14,430	13,925	505
30	和歌山県	6,361	6,199	162
31	鳥取県	5,698	5,594	104
32	島根県	6,670	6,644	26
33	岡山県	10,160	10,149	11
34	広島県	14,218	14,084	134
35	山口県	14,790	14,378	412
36	徳島県	8,213	8,333	△ 120
37	香川県	8,817	8,087	730
38	愛媛県	9,492	9,350	142
39	高知県	3,618	3,571	47
40	福岡県	33,220	32,094	1,126
41	佐賀県	12,496	12,401	95
42	長崎県	10,876	10,559	317
43	熊本県	14,677	14,222	455
44	大分県	9,783	9,789	△ 6
45	宮崎県	9,485	9,063	422
46	鹿児島県	18,048	17,464	584
47	沖縄県	21,552	20,880	672
都道府県合計		979,123	948,107	31,016

No.	指定都市名	令和7年	令和6年	増減
48	札幌市	26,730	26,022	708
49	仙台市	16,843	16,369	474
50	さいたま市	14,116	13,425	691
51	千葉市	14,892	14,021	871
52	横浜市	48,691	48,780	△ 89
53	川崎市	18,829	16,507	2,322
54	相模原市	7,630	7,631	△ 1
55	新潟市	13,378	12,829	549
56	静岡市	6,196	6,284	△ 88
57	浜松市	7,890	7,275	615
58	名古屋市	9,956	9,740	216
59	京都市	17,602	16,950	652
60	大阪市	6,261	6,173	88
61	堺市	9,196	9,096	100
62	神戸市	19,623	19,206	417
63	岡山市	10,373	9,904	469
64	広島市	13,733	12,656	1,077
65	北九州市	13,398	12,953	445
66	福岡市	21,109	19,784	1,325
67	熊本市	8,082	7,721	361
指定都市合計		304,528	293,326	11,202

No.	中核市名	令和7年	令和6年	増減
68	函館市	3,002	2,936	66
69	旭川市	3,576	3,531	45
70	青森市	3,551	3,542	9
71	八戸市	2,168	2,156	12
72	盛岡市	2,877	2,980	△ 103
73	秋田市	2,532	2,433	99
74	山形市	4,054	4,070	△ 16
75	福島市	3,899	3,863	36
76	郡山市	4,963	4,793	170
77	いわき市	3,798	3,596	202
78	水戸市	5,847	5,627	220
79	宇都宮市	7,341	7,152	189
80	前橋市	5,587	5,548	39
81	高崎市	4,551	4,459	92
82	川越市	3,922	3,703	219
83	川口市	6,277	6,187	90
84	越谷市	3,711	3,477	234
85	船橋市	5,880	5,690	190
86	柏市	4,931	4,649	282
87	八王子市	6,656	6,589	67
88	横須賀市	2,866	2,643	223
89	富山市	6,929	6,792	137
90	金沢市	5,933	5,659	274
91	福井市	3,527	3,552	△ 25
92	甲府市	1,875	1,874	1
93	長野市	9,190	8,744	446
94	松本市	3,943	3,757	186
95	岐阜市	4,041	3,837	204
96	豊橋市	3,979	3,881	98
97	岡崎市	3,540	3,514	26
98	一宮市	3,592	3,471	121
99	豊田市	4,685	4,337	348
100	大津市	4,826	4,580	246
101	豊中市	5,364	5,123	241
102	吹田市	5,926	5,418	508
103	高槻市	4,237	4,000	237
104	枚方市	4,445	4,301	144
105	八尾市	4,189	3,963	226
106	寝屋川市	2,354	2,409	△ 55
107	東大阪市	4,663	4,477	186
108	姫路市	4,736	4,616	120
109	尼崎市	3,447	3,384	63
110	明石市	4,483	4,195	288
111	西宮市	5,056	4,893	163
112	奈良市	4,817	4,563	254
113	和歌山市	3,887	3,752	135
114	鳥取市	3,288	3,200	88
115	松江市	3,369	3,382	△ 13
116	倉敷市	6,512	6,363	149
117	呉市	2,789	2,818	△ 29
118	福山市	6,850	6,606	244
119	下関市	2,511	2,476	35
120	高松市	5,460	5,301	159
121	松山市	6,673	6,498	175
122	高知市	3,992	4,004	△ 12
123	久留米市	4,263	4,322	△ 59
124	長崎市	6,993	6,849	144
125	佐世保市	2,708	2,674	34
126	大分市	5,952	5,808	144
127	宮崎市	4,884	4,813	71
128	鹿児島市	9,317	8,999	318
129	那覇市	5,780	5,690	90
中核市合計		286,994	278,519	8,475
総合計		1,570,645	1,519,952	50,693

利用できなかった児童数（待機児童数）（都道府県・指定都市・中核市別 対前年入り）

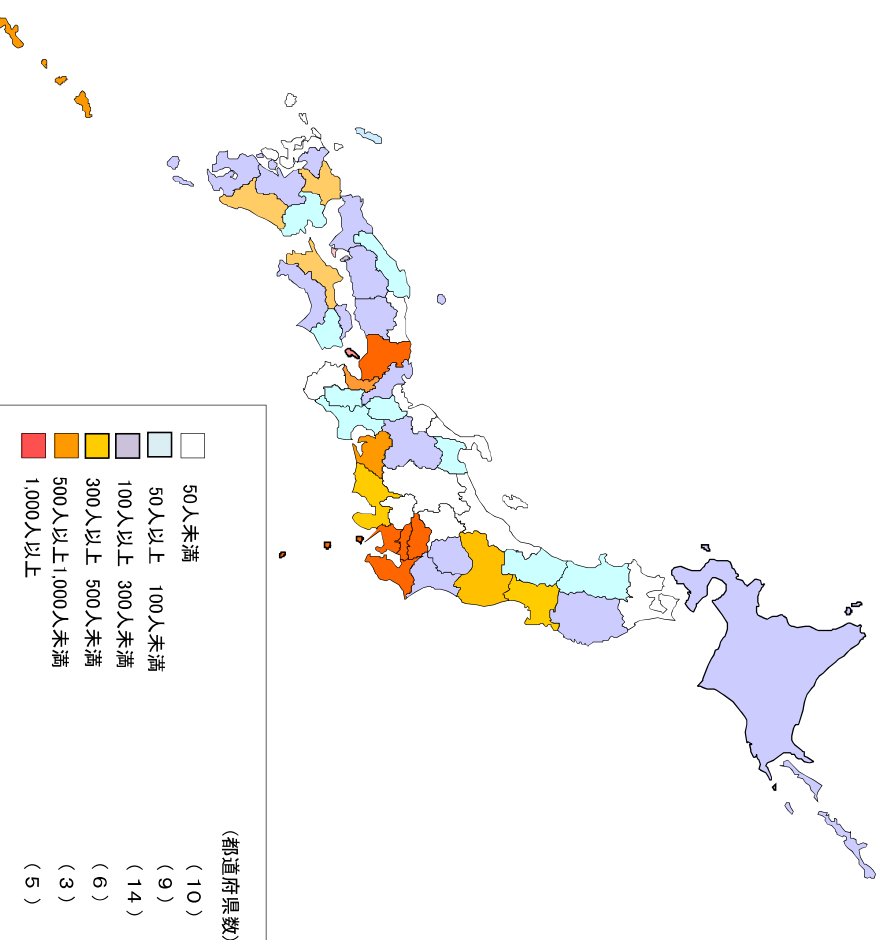
（単位：人）

No.	都道府県名	令和7年	令和6年	増減
1	北海道	218	166	52
2	青森県	4	0	4
3	岩手県	142	127	15
4	宮城県	300	311	△ 11
5	秋田県	30	17	13
6	山形県	83	97	△ 14
7	福島県	242	419	△ 177
8	茨城県	105	214	△ 109
9	栃木県	125	76	49
10	群馬県	2	7	△ 5
11	埼玉県	1,276	1,449	△ 173
12	千葉県	802	831	△ 29
13	東京都	3,360	3,731	△ 371
14	神奈川県	880	664	216
15	新潟県	49	6	43
16	富山県	51	60	△ 9
17	石川県	0	0	0
18	福井県	0	0	0
19	山梨県	20	17	3
20	長野県	33	6	27
21	岐阜県	116	105	11
22	静岡県	266	295	△ 29
23	愛知県	508	393	115
24	三重県	65	54	11
25	滋賀県	87	124	△ 37
26	京都府	113	124	△ 11
27	大阪府	325	352	△ 27
28	兵庫県	668	483	185
29	奈良県	70	58	12
30	和歌山県	43	49	△ 6
31	鳥取県	48	42	6
32	島根県	27	94	△ 67
33	岡山県	24	49	△ 25
34	広島県	129	104	25
35	山口県	206	403	△ 197
36	徳島県	66	64	2
37	香川県	19	97	△ 78
38	愛媛県	256	189	67
39	高知県	167	121	46
40	福岡県	435	473	△ 38
41	佐賀県	229	152	77
42	長崎県	49	79	△ 30
43	熊本県	110	153	△ 43
44	大分県	43	69	△ 26
45	宮崎県	181	216	△ 35
46	鹿児島県	82	84	△ 2
47	沖縄県	718	846	△ 128
都道府県合計		12,772	13,470	△ 698

No.	指定都市名	令和7年	令和6年	増減
48	札幌市	0	0	0
49	仙台市	20	4	16
50	さいたま市	197	288	△ 91
51	千葉市	0	0	0
52	横浜市	0	0	0
53	川崎市	0	0	0
54	相模原市	157	103	54
55	新潟市	0	0	0
56	静岡市	12	51	△ 39
57	浜松市	189	202	△ 13
58	名古屋市	49	34	15
59	京都市	0	0	0
60	大阪市	0	0	0
61	堺市	0	0	0
62	神戸市	0	0	0
63	岡山市	53	236	△ 183
64	広島市	47	96	△ 49
65	北九州市	0	0	0
66	福岡市	0	0	0
67	熊本市	0	3	△ 3
指定都市合計		724	1,017	△ 293

No.	中核市名	令和7年	令和6年	増減
68	函館市	9	2	7
69	旭川市	0	0	0
70	青森市	0	0	0
71	八戸市	0	0	0
72	盛岡市	47	10	37
73	秋田市	38	15	23
74	山形市	0	0	0
75	福島市	2	3	△ 1
76	郡山市	49	72	△ 23
77	いわき市	13	35	△ 22
78	水戸市	0	0	0
79	宇都宮市	0	0	0
80	前橋市	7	14	△ 7
81	高崎市	0	0	0
82	川越市	0	0	0
83	川口市	0	0	0
84	越谷市	208	395	△ 187
85	船橋市	157	219	△ 62
86	柏市	147	131	16
87	八王子市	0	0	0
88	横須賀市	30	44	△ 14
89	富山市	19	42	△ 23
90	金沢市	22	24	△ 2
91	福井市	0	0	0
92	甲府市	0	0	0
93	長野市	0	0	0
94	松本市	0	0	0
95	岐阜市	26	46	△ 20
96	豊橋市	52	70	△ 18
97	岡崎市	142	153	△ 11
98	一宮市	9	20	△ 11
99	豊田市	0	0	0
100	大津市	0	0	0
101	豊中市	0	0	0
102	吹田市	6	97	△ 91
103	高槻市	17	34	△ 17
104	枚方市	4	2	2
105	八尾市	0	0	0
106	寝屋川市	0	0	0
107	東大阪市	197	136	61
108	姫路市	255	225	30
109	尼崎市	323	269	54
110	明石市	0	0	0
111	西宮市	218	174	44
112	奈良市	0	0	0
113	和歌山市	0	0	0
114	鳥取市	0	0	0
115	松江市	49	46	3
116	倉敷市	32	45	△ 13
117	呉市	0	0	0
118	福山市	0	0	0
119	下関市	86	217	△ 131
120	高松市	140	93	47
121	松山市	132	130	2
122	高知市	56	119	△ 63
123	久留米市	0	0	0
124	長崎市	0	0	0
125	佐世保市	0	6	△ 6
126	大分市	19	8	11
127	宮崎市	175	173	2
128	鹿児島市	41	59	△ 18
129	那覇市	107	71	36
中核市合計		2,834	3,199	△ 365
総合計		16,330	17,686	△ 1,356

令和7年5月1日 利用できなかった児童（待機児童）マップ（都道府県別）



色	人数範囲	都道府県数
白	50人未満	(10)
浅青	50人以上 100人未満	(9)
中青	100人以上 300人未満	(14)
黄	300人以上 500人未満	(6)
橙	500人以上 1,000人未満	(3)
赤	1,000人以上	(5)

注：各都道府県には政令指定都市・中核市を含む。

都道府県	利用できなかった児童数
北海道	227
青森県	4
岩手県	189
宮城県	320
秋田県	68
山形県	83
福島県	306
茨城県	105
栃木県	125
群馬県	9
埼玉県	1,681
千葉県	1,106
東京都	3,360
神奈川県	1,067
新潟県	49
富山県	70
石川県	22
福井県	0
山梨県	20
長野県	33
岐阜県	142
静岡県	467
愛知県	760
三重県	65
滋賀県	87
京都府	113
大阪府	549
兵庫県	1,464
奈良県	70
和歌山県	43
鳥取県	48
島根県	76
岡山県	109
広島県	176
山口県	292
徳島県	66
香川県	159
愛媛県	388
高知県	223
福岡県	435
佐賀県	229
長崎県	49
熊本県	110
大分県	62
宮崎県	356
鹿児島県	123
沖縄県	825
計	16,330

利用できなかった児童（待機児童）がいる市町村数（都道府県・指定都市・中核市別）

（単位：市町村）

No.	都道府県名	令和7年	令和6年	増減
1	北海道	9	10	△ 1
2	青森県	1	0	1
3	岩手県	1	4	△ 3
4	宮城県	10	7	3
5	秋田県	3	2	1
6	山形県	7	6	1
7	福島県	7	9	△ 2
8	茨城県	9	8	1
9	栃木県	5	2	3
10	群馬県	1	2	△ 1
11	埼玉県	21	20	1
12	千葉県	17	20	△ 3
13	東京都	31	33	△ 2
14	神奈川県	10	14	△ 4
15	新潟県	3	1	2
16	富山県	3	2	1
17	石川県	0	0	0
18	福井県	0	0	0
19	山梨県	2	3	△ 1
20	長野県	2	2	0
21	岐阜県	7	8	△ 1
22	静岡県	16	19	△ 3
23	愛知県	13	14	△ 1
24	三重県	6	6	0
25	滋賀県	8	7	1
26	京都府	5	6	△ 1
27	大阪府	11	10	1
28	兵庫県	11	7	4
29	奈良県	4	4	0
30	和歌山県	5	7	△ 2
31	鳥取県	2	3	△ 1
32	島根県	2	5	△ 3
33	岡山県	3	3	0
34	広島県	4	3	1
35	山口県	5	5	0
36	徳島県	3	3	0
37	香川県	3	3	0
38	愛媛県	8	7	1
39	高知県	8	7	1
40	福岡県	20	19	1
41	佐賀県	8	7	1
42	長崎県	2	3	△ 1
43	熊本県	7	9	△ 2
44	大分県	4	5	△ 1
45	宮崎県	5	4	1
46	鹿児島県	5	5	0
47	沖縄県	18	19	△ 1
都道府県合計		335	343	△ 8

No.	指定都市名	令和7年	令和6年	増減
48	札幌市	0	0	0
49	仙台市	1	1	0
50	さいたま市	1	1	0
51	千葉市	0	0	0
52	横浜市	0	0	0
53	川崎市	0	0	0
54	相模原市	1	1	0
55	新潟市	0	0	0
56	静岡市	1	1	0
57	浜松市	1	1	0
58	名古屋市	1	1	0
59	京都市	0	0	0
60	大阪市	0	0	0
61	堺市	0	0	0
62	神戸市	0	0	0
63	岡山市	1	1	0
64	広島市	1	1	0
65	北九州市	0	0	0
66	福岡市	0	0	0
67	熊本市	0	1	△ 1
指定都市合計		8	9	△ 1

No.	中核市名	令和7年	令和6年	増減
68	函館市	1	1	0
69	旭川市	0	0	0
70	青森市	0	0	0
71	八戸市	0	0	0
72	盛岡市	1	1	0
73	秋田市	1	1	0
74	山形市	0	0	0
75	福島市	1	1	0
76	郡山市	1	1	0
77	いわき市	1	1	0
78	水戸市	0	0	0
79	宇都宮市	0	0	0
80	前橋市	1	1	0
81	高崎市	0	0	0
82	川越市	0	0	0
83	川口市	0	0	0
84	越谷市	1	1	0
85	船橋市	1	1	0
86	柏市	1	1	0
87	八王子市	0	0	0
88	横須賀市	1	1	0
89	富山市	1	1	0
90	金沢市	1	1	0
91	福井市	0	0	0
92	甲府市	0	0	0
93	長野市	0	0	0
94	松本市	0	0	0
95	岐阜市	1	1	0
96	豊橋市	1	1	0
97	岡崎市	1	1	0
98	一宮市	1	1	0
99	豊田市	0	0	0
100	大津市	0	0	0
101	豊中市	0	0	0
102	吹田市	1	1	0
103	高槻市	1	1	0
104	枚方市	1	1	0
105	八尾市	0	0	0
106	寝屋川市	0	0	0
107	東大阪市	1	1	0
108	姫路市	1	1	0
109	尼崎市	1	1	0
110	明石市	0	0	0
111	西宮市	1	1	0
112	奈良市	0	0	0
113	和歌山市	0	0	0
114	鳥取市	0	0	0
115	松江市	1	1	0
116	倉敷市	1	1	0
117	呉市	0	0	0
118	福山市	0	0	0
119	下関市	1	1	0
120	高松市	1	1	0
121	松山市	1	1	0
122	高知市	1	1	0
123	久留米市	0	0	0
124	長崎市	0	0	0
125	佐世保市	0	1	△ 1
126	大分市	1	1	0
127	宮崎市	1	1	0
128	鹿児島市	1	1	0
129	那覇市	1	1	0
中核市合計		34	35	△ 1
総合計		377	387	△ 10

利用できなかった児童（待機児童）が50人以上いる市町村

(単位：人)

都道府県名	市区町村名	待機児童数
1 東京都	杉並区	481
2 兵庫県	宝塚市	329
3 兵庫県	尼崎市	323
4 千葉県	市川市	283
5 東京都	中央区	275
6 神奈川県	茅ヶ崎市	257
7 兵庫県	姫路市	255
8 神奈川県	藤沢市	254
9 東京都	目黒区	246
10 埼玉県	所沢市	227
11 東京都	葛飾区	227
12 東京都	立川市	219
13 兵庫県	西宮市 *	218
14 埼玉県	朝霞市	209
15 埼玉県	越谷市	208
16 埼玉県	さいたま市	197
17 大阪府	東大阪市	197
18 静岡県	浜松市	189
19 東京都	足立区	179
20 宮城県	宮崎市	175
21 東京都	東村山市	158
22 千葉県	船橋市	157
23 神奈川県	相模原市 *	157
24 東京都	大田区	155
25 千葉県	柏市	147
26 東京都	東久留米市	147
27 愛媛県	四国中央市	146
28 岩手県	奥州市	142
29 愛知県	岡崎市	142
30 東京都	稲城市	141
31 香川県	高松市	140
32 大阪府	岸和田市	136
33 愛媛県	松山市	132
34 千葉県	八千代市	130
35 神奈川県	伊勢原市	125
36 東京都	多摩市 *	119
37 東京都	狛江市	116
38 兵庫県	川西市	111
39 埼玉県	春日部市	110
40 愛知県	豊川市	107
41 沖縄県	那覇市	107
42 愛知県	西尾市	103
43 福島県	喜多方市	101
44 宮城県	日向市	101
45 山口県	山口市	99
46 埼玉県	狭山市	98
47 埼玉県	熊谷市	96
48 東京都	清瀬市	96
49 宮城県	亘理町	90
50 埼玉県	入間市	86
51 埼玉県	八潮市	86
52 山口県	下関市	86
53 沖縄県	読谷村	83
54 北海道	江別市	82
55 埼玉県	東松山市	82
56 佐賀県	唐津市	79

都道府県名	市区町村名	待機児童数
57 沖縄県	沖縄市	79
58 沖縄県	南風原町	78
59 神奈川県	座間市	77
60 愛知県	長久手市	77
61 京都府	京田辺市	77
62 千葉県	印西市	76
63 東京都	武蔵村山市	74
64 沖縄県	宮古島市	74
65 沖縄県	八重瀬町	73
66 東京都	東大和市	71
67 東京都	西東京市 *	71
68 大阪府	貝塚市	70
69 宮城県	石巻市	69
70 東京都	文京区 *	68
71 栃木県	栃木市	66
72 沖縄県	糸満市	66
73 東京都	青梅市	64
74 広島県	尾道市	64
75 東京都	町田市	63
76 東京都	調布市	60
77 東京都	昭島市 *	56
78 神奈川県	寒川町	56
79 高知県	高知市	56
80 福岡県	須恵町	56
81 福岡県	粕屋町	56
82 沖縄県	宜野湾市	56
83 兵庫県	三木市	55
84 東京都	台東区	54
85 岡山県	岡山市	53
86 愛知県	豊橋市	52
87 愛知県	尾張旭市	51
88 北海道	苫小牧市	50
89		
90		
91		
92		
93		
94		
95		
96		
97		
98		
99		
100		
101		
102		
103		
104		
105		
106		
107		
108		
109		
110		
111		
112		

(※) 本調査における「利用できなかった児童」とは調査日時点において、放課後児童クラブの対象児童で、利用申し込みをしたが何らかの理由で利用（登録）できなかった児童を指す。

- ・利用申し込み時点において登録できなかった児童が調査日時点において他のクラブを利用している場合には、本調査の待機児童数には含まない。
- ・放課後児童クラブを調査日時点において利用しているが、第一希望のクラブでないなど、保護者の私的な理由により他のクラブに利用希望が出ている場合には、本調査には含まない。
- ・他に利用可能な放課後児童クラブがあるにもかかわらず、特定の放課後児童クラブを希望するなど、保護者の私的な理由により待機している場合には本調査の待機児童数には含まない。
※他に利用可能な放課後児童クラブとは、以下2点を満たすものをいう。
(1) 開所時間が保護者の希望に答えている。(例：希望の放課後児童クラブと開所時間に差異がない)
(2) 立地条件が通所するのに無理がない。(例：通常の交通手段により、20～30分で通所が可能)
- ・利用申し込み時点において登録できなかった児童の保護者が求職活動中の場合については、本調査の待機児童数に含めることとするが、調査日時点において、求職活動を休止していることの確認ができる場合には、含まない。
- ・産休、育休明けの利用希望として事前に利用申し込みが出ているような、利用予約（利用希望日が調査よりも後のもの）の場合には、本調査の待機児童数には含まない。
- ・保護者が育児休業中の場合については、放課後児童クラブの利用が可能となったときに復職することを、調査日時点などにおいて継続的に確認し、復職に関する確認ができる場合には、本調査の待機児童数に含める。ただし、それが確認できない場合には、待機児童数に含めない。
- ・児童福祉法6条の3第2項を踏まえつつ、放課後児童クラブの対象児童は地域のニーズに応じて各自自治体が定めているところであり、市区町村名右の*は、対象児童の範囲が「小学校6年生まで」以外としている自治体を示す。なお、対象児童の範囲は条例や要綱等において市町村が定めているものである。

放課後児童支援員等数（都道府県・指定都市・中核市別うち常勤職員数・率入り）

（単位：人）

No.	都道府県名	放課後児童支援員等数		常勤職員 の割合
			うち常勤職員数	
1	北海道	3,367	1,679	49.9%
2	青森県	885	545	61.6%
3	岩手県	1,732	845	48.8%
4	宮城県	1,839	944	51.3%
5	秋田県	1,153	679	58.9%
6	山形県	1,424	747	52.5%
7	福島県	1,450	872	60.1%
8	茨城県	4,975	1,170	23.5%
9	栃木県	3,248	1,230	37.9%
10	群馬県	2,547	886	34.8%
11	埼玉県	7,992	2,790	34.9%
12	千葉県	6,870	2,107	30.7%
13	東京都	20,150	7,828	38.8%
14	神奈川県	4,042	736	18.2%
15	新潟県	2,151	996	46.3%
16	富山県	1,268	170	13.4%
17	石川県	1,220	496	40.7%
18	福井県	820	398	48.5%
19	山梨県	828	472	57.0%
20	長野県	1,861	542	29.1%
21	岐阜県	2,159	578	26.8%
22	静岡県	2,957	1,151	38.9%
23	愛知県	5,657	1,138	20.1%
24	三重県	3,529	868	24.6%
25	滋賀県	2,581	935	36.2%
26	京都府	1,790	682	38.1%
27	大阪府	3,260	919	28.2%
28	兵庫県	3,269	1,213	37.1%
29	奈良県	1,688	494	29.3%
30	和歌山県	930	286	30.8%
31	鳥取県	896	296	33.0%
32	島根県	1,335	372	27.9%
33	岡山県	1,938	581	30.0%
34	広島県	1,904	604	31.7%
35	山口県	2,238	467	20.9%
36	徳島県	1,183	485	41.0%
37	香川県	898	376	41.9%
38	愛媛県	1,295	159	12.3%
39	高知県	566	238	42.0%
40	福岡県	4,029	1,081	26.8%
41	佐賀県	1,745	612	35.1%
42	長崎県	1,497	639	42.7%
43	熊本県	2,003	815	40.7%
44	大分県	1,636	411	25.1%
45	宮崎県	1,270	602	47.4%
46	鹿児島県	2,718	945	34.8%
47	沖縄県	3,266	1,665	51.0%
都道府県合計		128,059	44,744	34.9%

No.	指定都市名	放課後児童支援員等数		常勤職員 の割合
			うち常勤職員数	
48	札幌市	1,776	586	33.0%
49	仙台市	1,462	1,065	72.8%
50	さいたま市	2,199	636	28.9%
51	千葉市	1,674	608	36.3%
52	横浜市	10,284	1,595	15.5%
53	川崎市	1,916	388	20.3%
54	相模原市	1,497	103	6.9%
55	新潟市	1,423	477	33.5%
56	静岡市	924	323	35.0%
57	浜松市	1,206	212	17.6%
58	名古屋市	2,992	590	19.7%
59	京都市	1,269	632	49.8%
60	大阪市	1,537	343	22.3%
61	堺市	1,350	159	11.8%
62	神戸市	2,322	473	20.4%
63	岡山市	1,744	390	22.4%
64	広島市	2,409	676	28.1%
65	北九州市	1,711	329	19.2%
66	福岡市	1,202	749	62.3%
67	熊本市	823	254	30.9%
指定都市合計		41,720	10,588	25.4%

No.	中核市名	放課後児童支援員等数		常勤職員 の割合
			うち常勤職員数	
68	函館市	483	272	56.3%
69	旭川市	512	234	45.7%
70	青森市	253	211	83.4%
71	八戸市	277	137	49.5%
72	盛岡市	477	168	35.2%
73	秋田市	456	208	45.6%
74	山形市	453	276	60.9%
75	福島市	585	285	48.7%
76	郡山市	724	215	29.7%
77	いわき市	490	287	58.6%
78	水戸市	657	98	14.9%
79	宇都宮市	773	220	28.5%
80	前橋市	706	217	30.7%
81	高崎市	611	211	34.5%
82	川崎市	311	233	74.9%
83	川口市	571	64	11.2%
84	越谷市	286	254	88.8%
85	船橋市	643	312	48.5%
86	柏市	343	184	53.6%
87	八王子市	964	207	21.5%
88	横須賀市	696	140	20.1%
89	富山市	1,007	247	24.5%
90	金沢市	706	236	33.4%
91	福井市	742	155	20.9%
92	甲府市	155	133	85.8%
93	長野市	1,037	0	0.0%
94	松本市	495	122	24.6%
95	岐阜市	382	91	23.8%
96	豊橋市	635	114	18.0%
97	岡崎市	672	172	25.6%
98	一宮市	554	4	0.7%
99	豊田市	1,222	76	6.2%
100	大津市	552	357	64.7%
101	豊中市	464	366	78.9%
102	吹田市	729	326	44.7%
103	高槻市	529	163	30.8%
104	枚方市	589	126	21.4%
105	八尾市	321	309	96.3%
106	寝屋川市	162	78	48.1%
107	東大阪市	702	208	29.6%
108	姫路市	612	56	9.2%
109	尼崎市	386	232	60.1%
110	明石市	349	103	29.5%
111	西宮市	619	252	40.7%
112	奈良市	604	196	32.5%
113	和歌山市	498	392	78.7%
114	鳥取市	463	183	39.5%
115	松江市	630	212	33.7%
116	倉敷市	1,128	380	33.7%
117	呉市	269	86	32.0%
118	福山市	326	294	90.2%
119	下関市	202	121	59.9%
120	高松市	1,017	225	22.1%
121	松山市	1,156	106	9.2%
122	高知市	324	257	79.3%
123	久留米市	247	144	58.3%
124	長崎市	1,051	331	31.5%
125	佐世保市	432	168	38.9%
126	大分市	483	209	43.3%
127	宮崎市	643	200	31.1%
128	鹿児島市	1,561	130	8.3%
129	那覇市	1,035	484	46.8%
中核市合計		36,961	12,477	33.8%
総合計		206,740	67,809	32.8%

※放課後児童支援員等は、育成支援の周辺業務を行う職員及びボランティアを含めない。

令和7年5月1日 こども家庭庁調査

学校の余裕教室及び学校敷地内専用施設で実施するクラブ数（都道府県・指定都市・中核市別）

（単位：か所）

No.	都道府県名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	全クラブに対する割合
1	北海道	149	53	202	33.6%
2	青森県	48	20	68	37.0%
3	岩手県	38	69	107	36.6%
4	宮城県	58	69	127	45.7%
5	秋田県	53	23	76	42.7%
6	山形県	53	34	87	36.0%
7	福島県	73	33	106	44.2%
8	茨城県	183	126	309	53.5%
9	栃木県	126	115	241	44.6%
10	群馬県	75	66	141	36.0%
11	埼玉県	260	348	608	58.2%
12	千葉県	337	261	598	74.1%
13	東京都	652	470	1,122	56.1%
14	神奈川県	135	48	183	37.4%
15	新潟県	142	50	192	55.5%
16	富山県	60	34	94	54.3%
17	石川県	49	52	101	41.9%
18	福井県	36	6	42	25.1%
19	山梨県	28	20	48	28.2%
20	長野県	72	44	116	40.3%
21	岐阜県	144	78	222	77.4%
22	静岡県	168	159	327	64.0%
23	愛知県	206	168	374	53.4%
24	三重県	39	96	135	30.5%
25	滋賀県	43	72	115	40.9%
26	京都府	80	86	166	71.2%
27	大阪府	183	121	304	85.6%
28	兵庫県	194	167	361	70.4%
29	奈良県	62	64	126	58.1%
30	和歌山県	49	40	89	61.4%
31	鳥取県	27	14	41	32.8%
32	島根県	33	41	74	41.6%
33	岡山県	67	44	111	50.5%
34	広島県	67	70	137	49.5%
35	山口県	73	90	163	61.5%
36	徳島県	25	34	59	38.6%
37	香川県	47	32	79	57.2%
38	愛媛県	62	45	107	59.8%
39	高知県	26	45	71	70.3%
40	福岡県	81	220	301	67.5%
41	佐賀県	107	122	229	79.5%
42	長崎県	5	24	29	11.5%
43	熊本県	32	86	118	34.9%
44	大分県	49	59	108	45.6%
45	宮崎県	60	18	78	32.5%
46	鹿児島県	45	31	76	17.1%
47	沖縄県	9	56	65	12.7%
都道府県合計		4,610	4,023	8,633	49.8%

No.	指定都市名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	全クラブに対する割合
48	札幌市	87	0	87	35.1%
49	仙台市	79	6	85	34.8%
50	さいたま市	46	37	83	24.6%
51	千葉市	85	66	151	73.7%
52	横浜市	314	22	336	58.8%
53	川崎市	0	115	115	81.6%
54	相模原市	16	23	39	31.0%
55	新潟市	31	84	115	62.2%
56	静岡市	40	30	70	71.4%
57	浜松市	45	94	139	77.2%
58	名古屋市	54	0	54	23.5%
59	京都市	51	9	60	26.9%
60	大阪市	85	0	85	45.7%
61	堺市	65	25	90	96.8%
62	神戸市	59	20	79	31.2%
63	岡山市	17	65	82	77.4%
64	広島市	4	11	15	6.6%
65	北九州市	15	74	89	68.5%
66	福岡市	19	122	141	94.6%
67	熊本市	37	44	81	85.3%
指定都市合計		1,149	847	1,996	49.6%

No.	中核市名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	全クラブに対する割合
68	函館市	17	1	18	25.7%
69	旭川市	30	24	54	54.5%
70	青森市	31	4	35	70.0%
71	八戸市	10	5	15	28.8%
72	盛岡市	1	5	6	8.6%
73	秋田市	0	0	0	0.0%
74	山形市	34	10	44	51.2%
75	福島市	4	9	13	15.5%
76	郡山市	32	13	45	57.7%
77	いわき市	26	33	59	66.3%
78	水戸市	18	14	32	57.1%
79	宇都宮市	8	57	65	92.9%
80	前橋市	10	23	33	38.8%
81	高崎市	10	61	71	67.6%
82	川越市	22	10	32	88.9%
83	川口市	33	19	52	100.0%
84	越谷市	17	36	53	86.9%
85	船橋市	39	52	91	88.3%
86	柏市	0	43	43	95.6%
87	八王子市	32	27	59	64.8%
88	横須賀市	29	2	31	37.3%
89	富山市	18	33	51	37.8%
90	金沢市	9	6	15	13.5%
91	福井市	38	0	38	44.7%
92	甲府市	6	11	17	43.6%
93	長野市	48	0	48	58.5%
94	松本市	3	9	12	30.0%
95	岐阜市	45	0	45	97.8%
96	豊橋市	24	16	40	38.1%
97	岡崎市	5	3	8	14.5%
98	一宮市	2	4	6	10.0%
99	豊田市	33	37	70	93.3%
100	大津市	8	14	22	28.9%
101	豊中市	38	0	38	100.0%
102	吹田市	0	34	34	97.1%
103	高槻市	19	19	38	46.9%
104	枚方市	0	41	41	93.2%
105	八尾市	16	9	25	78.1%
106	寝屋川市	18	5	23	100.0%
107	東大阪市	25	25	50	87.7%
108	姫路市	15	79	94	72.9%
109	尼崎市	18	42	60	73.2%
110	明石市	10	18	28	100.0%
111	西宮市	13	94	107	87.7%
112	奈良市	7	36	43	91.5%
113	和歌山市	73	19	92	89.3%
114	鳥取市	40	14	54	69.2%
115	松江市	11	14	25	29.4%
116	倉敷市	19	33	52	80.0%
117	呉市	26	9	35	85.4%
118	福山市	36	25	61	84.7%
119	下関市	26	9	35	92.1%
120	高松市	18	24	42	46.7%
121	松山市	7	24	31	53.4%
122	高知市	32	47	79	89.8%
123	久留米市	1	42	43	89.6%
124	長崎市	23	18	41	42.7%
125	佐世保市	1	11	12	16.2%
126	大分市	17	36	53	74.6%
127	宮崎市	20	21	41	65.1%
128	鹿児島市	55	56	111	48.1%
129	那覇市	9	18	27	22.5%
中核市合計		1,235	1,403	2,638	57.7%
総合計		6,994	6,273	13,267	51.2%

令和7年5月1日 こども家庭庁調査

同一小学校内（学校の余裕教室及び学校敷地内専用施設）で放課後子供教室の活動プログラムに参加しているクラブ数（都道府県・指定都市・中核市別）

（単位：か所）

No.	都道府県名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	学校内実施クラブに対する割合
1	北海道	32	13	45	22.3%
2	青森県	5	11	16	23.5%
3	岩手県	5	8	13	12.1%
4	宮城県	7	6	13	10.2%
5	秋田県	15	9	24	31.6%
6	山形県	15	12	27	31.0%
7	福島県	22	7	29	27.4%
8	茨城県	84	67	151	48.9%
9	栃木県	17	11	28	11.6%
10	群馬県	27	16	43	30.5%
11	埼玉県	153	192	345	56.7%
12	千葉県	128	83	211	35.3%
13	東京都	425	325	750	66.8%
14	神奈川県	67	25	92	50.3%
15	新潟県	5	10	15	7.8%
16	富山県	24	15	39	41.5%
17	石川県	1	2	3	3.0%
18	福井県	4	0	4	9.5%
19	山梨県	16	6	22	45.8%
20	長野県	8	8	16	13.8%
21	岐阜県	34	11	45	20.3%
22	静岡県	32	27	59	18.0%
23	愛知県	67	45	112	29.9%
24	三重県	5	10	15	11.1%
25	滋賀県	0	3	3	2.6%
26	京都府	9	42	51	30.7%
27	大阪府	122	90	212	69.7%
28	兵庫県	99	90	189	52.4%
29	奈良県	8	10	18	14.3%
30	和歌山県	13	12	25	28.1%
31	鳥取県	0	0	0	0.0%
32	島根県	12	4	16	21.6%
33	岡山県	3	5	8	7.2%
34	広島県	5	12	17	12.4%
35	山口県	37	34	71	43.6%
36	徳島県	6	2	8	13.6%
37	香川県	3	6	9	11.4%
38	愛媛県	25	13	38	35.5%
39	高知県	2	5	7	9.9%
40	福岡県	32	65	97	32.2%
41	佐賀県	32	17	49	21.4%
42	長崎県	2	2	4	13.8%
43	熊本県	11	31	42	35.6%
44	大分県	11	14	25	23.1%
45	宮崎県	1	1	2	2.6%
46	鹿児島県	0	1	1	1.3%
47	沖縄県	0	6	6	9.2%
都道府県合計		1,631	1,384	3,015	34.9%

No.	指定都市名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	学校内実施クラブに対する割合
48	札幌市	87	0	87	100.0%
49	仙台市	14	4	18	21.2%
50	さいたま市	45	32	77	92.8%
51	千葉市	85	66	151	100.0%
52	横浜市	314	22	336	100.0%
53	川崎市	0	115	115	100.0%
54	相模原市	2	2	4	10.3%
55	新潟市	22	73	95	82.6%
56	静岡市	38	29	67	95.7%
57	浜松市	0	0	0	0.0%
58	名古屋市	54	0	54	100.0%
59	京都市	31	6	37	61.7%
60	大阪市	85	0	85	100.0%
61	堺市	16	5	21	23.3%
62	神戸市	27	10	37	46.8%
63	岡山市	2	12	14	17.1%
64	広島市	0	0	0	0.0%
65	北九州市	0	0	0	0.0%
66	福岡市	19	122	141	100.0%
67	熊本市	10	7	17	21.0%
指定都市合計		851	505	1,356	67.9%

No.	中核市名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	学校内実施クラブに対する割合
68	函館市	2	0	2	11.1%
69	旭川市	0	0	0	0.0%
70	青森市	0	0	0	0.0%
71	八戸市	3	0	3	20.0%
72	盛岡市	0	0	0	0.0%
73	秋田市	0	0	0	0.0%
74	山形市	0	0	0	0.0%
75	福島市	0	0	0	0.0%
76	郡山市	0	0	0	0.0%
77	いわき市	0	0	0	0.0%
78	水戸市	17	14	31	96.9%
79	宇都宮市	5	53	58	89.2%
80	前橋市	9	21	30	90.9%
81	高崎市	0	0	0	0.0%
82	川越市	11	5	16	50.0%
83	川口市	0	0	0	0.0%
84	越谷市	5	7	12	22.6%
85	船橋市	39	52	91	100.0%
86	柏市	0	42	42	97.7%
87	八王子市	31	27	58	98.3%
88	横須賀市	26	2	28	90.3%
89	富山市	3	6	9	17.6%
90	金沢市	0	0	0	0.0%
91	福井市	1	0	1	2.6%
92	甲府市	0	0	0	0.0%
93	長野市	48	0	48	100.0%
94	松本市	0	0	0	0.0%
95	岐阜市	0	0	0	0.0%
96	豊橋市	24	16	40	100.0%
97	岡崎市	0	0	0	0.0%
98	一宮市	0	2	2	33.3%
99	豊田市	0	0	0	0.0%
100	大津市	0	0	0	0.0%
101	豊中市	34	0	34	89.5%
102	吹田市	0	34	34	100.0%
103	高槻市	7	5	12	31.6%
104	枚方市	0	41	41	100.0%
105	八尾市	10	3	13	52.0%
106	寝屋川市	18	5	23	100.0%
107	東大阪市	0	0	0	0.0%
108	姫路市	0	0	0	0.0%
109	尼崎市	18	42	60	100.0%
110	明石市	3	4	7	25.0%
111	西宮市	6	75	81	75.7%
112	奈良市	6	36	42	97.7%
113	和歌山市	0	0	0	0.0%
114	鳥取市	2	0	2	3.7%
115	松江市	6	12	18	72.0%
116	倉敷市	19	33	52	100.0%
117	呉市	2	0	2	5.7%
118	福山市	10	7	17	27.9%
119	下関市	0	0	0	0.0%
120	高松市	6	8	14	33.3%
121	松山市	4	9	13	41.9%
122	高知市	0	0	0	0.0%
123	久留米市	0	0	0	0.0%
124	長崎市	4	5	9	22.0%
125	佐世保市	0	5	5	41.7%
126	大分市	11	22	33	62.3%
127	宮崎市	1	0	1	2.4%
128	鹿児島市	55	56	111	100.0%
129	那覇市	7	13	20	74.1%
中核市合計		453	662	1,115	42.3%
総合計		2,935	2,551	5,486	41.4%

令和7年5月1日 こども家庭庁調査

市区町村名	①令和7年5月1日時点待機児童数(速報値)										②放課後児童クラブ以外で自治体関係与している放課後のこどもの居場所を確保する事業の実施状況										③令和7年10月1日時点待機児童数(速報値)										④対象学年	⑤登録児童数	⑥定員		⑦学校内生徒数	⑧校内外交流型(うち学校内)実施率	⑨放課後クラブに属する児童の有無	⑩児童クラブの利用率	⑪放課後児童クラブの緊急対応の実施の有無	⑫放課後児童クラブの利用率	⑬放課後児童クラブの緊急対応の実施の有無	⑭放課後児童クラブの利用率	⑮放課後児童クラブの緊急対応の実施の有無			
	合計	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	前年比	実施の有無	児童数	合計	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	前年比	定員	定員充て足率	校内外	校内外	実施率			実施率	実施率										実施率	実施率	実施率
	17	18	23	48	16	3	67	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-	115	18	15	19	44	16	3	60	小学6年生まで	901	970	92.9%	55.6%			55.0%	0.0%										0.0%	0.0%	0.0%
27 愛媛県四国中央市	146	2	5	4	84	38	13	7	×	-	-	-	-	-	-	-	14	3	2	1	7	1	0	▲29	小学6年生まで	947	1,142	82.9%	68.7%	4.8%							令和8年度4月より土居小学校児童クラブ新築により待機児童がなくなります。									
28 岩手県奥州市	142	5	17	20	74	19	7	51	○	×	-	-	-	-	-	-	90	7	15	19	37	11	1	18	小学6年生まで	1,477	1,482	99.7%	16.7%	0.0%							新設児童クラブの開設。既設児童クラブの1交遊単位増									
29 愛知県岡崎市	142	30	40	72	0	0	0	▲11	○	×	-	-	-	-	-	-	100	21	29	50	0	0	0	27	小学6年生まで	3,540	3,601	98.3%	14.5%	0.0%	○	○					子育て支援事業計画に伴い床面積を増やし、整備された市営住宅内に放課後児童クラブを併設しR8年度より増設									
30 東京都稲城市	141	3	16	73	31	15	3	8	○	○	○	106	2	10	66	20	7	1	54	0	10	25	12	6	1	▲50	小学6年生まで	1,010	1,072	94.2%	62.5%	25.0%							例年に引き続き、放課後子ども教室と連携し待機児童対策を実施している。							
31 香川県高松市	140	6	30	61	24	17	2	47	○	×	-	-	-	-	-	-	32	0	0	20	6	5	1	5	小学6年生まで	5,460	5,792	94.3%	46.7%	0.0%							公立放課後児童クラブの増設(令和8年度中に予定地を造成、令和9年度中に建築・開校)。待機児童が多い校区での公立放課後児童クラブの新設(業者募集(子ども・子育て支援推進整備交付金))									
32 大阪府岸和田市	136	39	13	23	41	18	2	44	○	×	-	-	-	-	-	-	38	17	5	2	9	4	1	▲8	小学6年生まで	1,858	2,190	84.8%	88.5%	0.0%							待機児童対策として、二丁の高い専休年期間限定の放課後児童クラブを開設している。令和6年度増設、令和7年度増設で実施した。令和8年度は増設で実施予定である。									
33 愛媛県松山市	132	10	9	15	79	18	1	2	○	×	-	-	-	-	-	-	22	2	4	6	9	0	1	▲17	小学6年生まで	6,673	6,654	100.3%	27.6%	22.4%	○						施設建設や民間児童クラブへの補助を通じた公民連携での取り組みの進展。また、学校新築に伴った空きスペースの活用。長期休業中も、大学や児童館等で児童の預かりや見守りを行う児童クラブに類似した事業の実施。									
34 千葉県八千代市	130	2	0	3	91	34	0	37	○	×	-	-	-	-	-	-	67	0	0	3	47	16	1	22	小学6年生まで	2,242	2,925	98.4%	75.0%	54.2%							令和8年4月より開校予定の市内小学校にて校内の空校舎を活用し定員120名の新設児童クラブを開設予定。待機児童の多い校区での長期休業中のお預かりなど、児童館や公民館の活用など、多様な場所を活用し定員拡大予定。									
35 神奈川県伊勢原市	125	17	18	23	48	16	3	67	×	-	-	-	-	-	-	-	115	18	15	19	44	16	3	60	小学6年生まで	901	970	92.9%	55.6%	55.0%							職員の確保および実施場所の確保に取り組み									

市区町村名	①令和7年5月1日時点待機児童数（速報値）						②放課後児童クラブ以外で自治体が関与している放課後のこどもの居場所を確保する事業の実施状況						③令和7年10月1日時点待機児童数（速報値）						④対象学年	⑤登録児童数	⑥定員		⑦性別 男 女	⑧地域 内 外	⑨校内 交流型 （うち 同一学 校内） 実施率	⑩放課 後児童 クラブ に属 する 児童の 有 無	⑪児童 センター 利用 率 （うち 社会福祉 法人への 委託による 放課後子 ども教室の 平均週 5日実施）	⑫児童 センター 利用 率 （うち 社会福祉 法人への 委託による 放課後子 ども教室の 平均週 5日実施）	⑬令和7・8年度に実施する待機児童対策 （100字程度で記載）										
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	実施 の有 無	児童 数の 有 無	利用児童数						1年	2年	3年	4年			5年	6年								合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	前年比	合計	定員 充足率
	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	前年比	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	2年			3年	4年								5年	6年	前年比	合計	1年	2年	3年	4年	5年	6年
36 東京都多摩市	119	5	21	61	32	0	▲14	○	○	66	5	17	26	18	0	0	66	4	14	32	16	0	0	▲29	小学4年生まで	1,805	1,921	94.0%	70.0%	93.3%	○	○	○	①放課後児童センターの開設、定員120名の児童クラブを併所（令和7年4月1日）、既存の児童クラブの改善を行い、定員を50名から60名に増加。					
37 東京都柏江市	116	10	16	33	42	13	▲61	○	×	-	-	-	-	-	-	89	2	9	24	40	12	2	▲30	小学6年生まで	1,082	1,040	104.0%	23.5%	23.5%	○	-	-	-	令和7年度は、放課後児童居場所づくり事業「放課後キッズスペース」を7月1日より2校で試行実施し、夏季休業期間中のみの育成クラブを10校で実施した。令和8年度は、留年児童児童育成クラブ（放課後児童クラブ）の運営体制を強化し、夏季休業期間中の運営体制を強化し、放課後児童クラブを11校に拡大して実施する予定です。					
38 兵庫県川西市	111	2	5	15	55	26	8	55	×	-	-	-	-	-	-	24	1	5	4	12	2	0	▲9	小学6年生まで	1,512	1,352	111.8%	81.1%	67.5%	-	-	-	-	令和7年度は、放課後児童居場所づくり事業「放課後キッズスペース」を7月1日より2校で試行実施し、夏季休業期間中のみの育成クラブを10校で実施した。令和8年度は、留年児童児童育成クラブ（放課後児童クラブ）の運営体制を強化し、夏季休業期間中の運営体制を強化し、放課後児童クラブを11校に拡大して実施する予定です。					
39 埼玉県春日部市	110	0	0	0	81	16	13	10	○	×	-	-	-	-	-	27	0	0	0	18	6	3	18	小学6年生まで	2,083	2,011	103.6%	87.5%	70.5%	-	-	-	-	令和7年度は、放課後児童居場所づくり事業「放課後キッズスペース」を7月1日より2校で試行実施し、夏季休業期間中のみの育成クラブを10校で実施した。令和8年度は、留年児童児童育成クラブ（放課後児童クラブ）の運営体制を強化し、夏季休業期間中の運営体制を強化し、放課後児童クラブを11校に拡大して実施する予定です。					
40 愛知県豊川市	107	2	3	2	33	53	14	10	○	○	10	0	0	2	4	57	2	3	2	15	27	8	37	小学6年生まで	1,851	2,013	92.0%	54.9%	25.5%	○	○	○	令和7年度は、放課後児童居場所づくり事業「放課後キッズスペース」を7月1日より2校で試行実施し、夏季休業期間中のみの育成クラブを10校で実施した。令和8年度は、留年児童児童育成クラブ（放課後児童クラブ）の運営体制を強化し、夏季休業期間中の運営体制を強化し、放課後児童クラブを11校に拡大して実施する予定です。						
41 沖縄県那覇市	107	60	14	6	15	12	0	36	×	-	-	-	-	-	-	90	58	12	4	11	5	0	51	小学6年生まで	5,780	5,780	100.0%	22.5%	40.0%	-	-	-	-	令和7年度は、放課後児童居場所づくり事業「放課後キッズスペース」を7月1日より2校で試行実施し、夏季休業期間中のみの育成クラブを10校で実施した。令和8年度は、留年児童児童育成クラブ（放課後児童クラブ）の運営体制を強化し、夏季休業期間中の運営体制を強化し、放課後児童クラブを11校に拡大して実施する予定です。					
42 愛知県尾西市	103	11	10	14	38	20	10	37	○	○	44	1	5	6	18	10	4	9	2	6	15	6	22	小学6年生まで	1,512	1,547	97.7%	78.6%	0.0%	-	○	○	令和7年度は、放課後児童居場所づくり事業「放課後キッズスペース」を7月1日より2校で試行実施し、夏季休業期間中のみの育成クラブを10校で実施した。令和8年度は、留年児童児童育成クラブ（放課後児童クラブ）の運営体制を強化し、夏季休業期間中の運営体制を強化し、放課後児童クラブを11校に拡大して実施する予定です。						
43 福岡県香茅方市	101	1	0	0	49	40	12	7	×	-	-	-	-	-	-	35	1	0	0	18	10	6	▲46	小学6年生まで	847	915	92.6%	23.5%	0.0%	-	-	-	-	令和7年度は、放課後児童居場所づくり事業「放課後キッズスペース」を7月1日より2校で試行実施し、夏季休業期間中のみの育成クラブを10校で実施した。令和8年度は、留年児童児童育成クラブ（放課後児童クラブ）の運営体制を強化し、夏季休業期間中の運営体制を強化し、放課後児童クラブを11校に拡大して実施する予定です。					
44 宮崎県日向市	101	5	6	52	36	1	1	18	○	×	-	-	-	-	-	44	3	3	18	16	3	1	0	小学6年生まで	483	492	98.2%	57.1%	0.0%	-	-	-	-	令和7年度は、放課後児童居場所づくり事業「放課後キッズスペース」を7月1日より2校で試行実施し、夏季休業期間中のみの育成クラブを10校で実施した。令和8年度は、留年児童児童育成クラブ（放課後児童クラブ）の運営体制を強化し、夏季休業期間中の運営体制を強化し、放課後児童クラブを11校に拡大して実施する予定です。					

各項目について
 ① 放課後児童居場所の学年を制限している場合はその学年を記入
 ② 放課後児童居場所の名称を記入
 ③ 放課後児童居場所の名称を記入
 ④ 放課後児童居場所の名称を記入
 ⑤ 放課後児童居場所の名称を記入
 ⑥ 放課後児童居場所の名称を記入
 ⑦ 放課後児童居場所の名称を記入
 ⑧ 放課後児童居場所の名称を記入
 ⑨ 放課後児童居場所の名称を記入
 ⑩ 放課後児童居場所の名称を記入
 ⑪ 放課後児童居場所の名称を記入
 ⑫ 放課後児童居場所の名称を記入
 ⑬ 既に実施している取組、令和8年度に実施する予定の取組など、自治体において100字以内で記入したもの。

〔調査概要〕

(参考資料)

1 調査の目的

この調査は、全国の放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況を把握し、児童の健全育成の推進のための基礎資料を得ることを目的として、毎年実施している。

2 調査の対象

全国の市町村(1,741市町村)

3 調査の期日

令和7年5月1日現在

4 主な調査事項

児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施か所数、登録児童数、実施場所別クラブ数、実施規模別クラブ数、年間開所日数別クラブ数、利用できなかった児童数(待機児童数)等

5 調査の方法

こども家庭庁があらかじめ定めた調査票により各市町村が記入

6 調査の集計

集計は、こども家庭庁成育局において行った。

(参考) 放課後児童健全育成事業

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで放課後に適切な遊び、生活の場を与えてその健全育成を図る事業

(平成9年の児童福祉法改正により法定化<児童福祉法第6条の3第2項>)